

令和6年度調布市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
報告書
(令和5年度振返り)

令和6年8月

調布市教育委員会

目 次

1 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たって

- (1) 経緯 2
- (2) 点検・評価の対象事業及び構成 3
- (3) 学識経験者の知見の活用 3

2 点検・評価の実施方針

- (1) 実施方針 6
- (2) 点検・評価シートの見直し 6
- (3) 実施方法と実施時期 7
- (4) 点検・評価の評価基準について 8

3 教育委員会の状況

- (1) 教育委員会委員の構成 10
- (2) 教育委員会会議の状況 10
- (3) その他の活動状況 11
- (4) 調布市教育委員会教育目標と基本方針 12

4 施策の点検・評価の結果

- (1) 施策の点検・評価結果一覧 20
- (2) 施策1 豊かな心の育成 22
- (3) 施策2 確かな学力の育成 26
- (4) 施策3 健やかな体の育成 30
- (5) 施策4 個に応じたきめ細かな支援 32
- (6) 施策5 魅力ある学校づくりの推進 36
- (7) 施策6 安全・安心な学校づくりの推進 40
- (8) 施策7 学校施設整備の推進 44
- (9) 施策8 青少年の育成 46
- (10) 施策9 生涯学習社会への対応 48
- (11) 施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承 52

5 点検・評価についての有識者からの意見

- (1) 東京純心大学名誉教授 吉澤 良保 56
- (2) 帝京大学教育学部初等教育学科教授 赤堀 博行 60

6 資料編

- (1) 教育プラン（令和5年度～令和8年度）施策体系 68
- (2) 教育委員会会議開催状況（令和5年度） 70
- (3) 教育委員会事務局の概要（令和5年度） 76

- (4) 令和5年度一般会計当初予算（教育部所管分）課別予算の状況・・・・・・・・・・77
- (5) 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78

1 調布市教育委員会の権限に属する事務
の管理及び執行の状況の点検及び評価の
実施に当たって

1 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たって

(1) 経緯

平成18年12月に教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされた。

さらに、中央教育審議会において答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」が平成19年3月に取りまとめられた。

これらを踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成20年4月から施行された。

この改正により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定された。

こうしたことから、調布市においても、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を毎年度実施している。

〈点検・評価の実施状況〉

対象年度	点検・評価の対象となる計画	施策・主要事業
平20	調布市基本計画に基づく施策・基本事業、基本計画推進プログラム事業及び調布市教育委員会の基本方針に基づく主要事業（運営方針）	7施策・16基本事業・41主要事業
平21		7施策・16基本事業・42主要事業
平22～平24	調布市教育プラン	24施策・134主要事業
平25	調布市教育プラン（時点修正版）	24施策・138主要事業
平26～平29	調布市教育プラン（改定版）	12施策・44主要事業・7つの重点プロジェクト
平30～令3	調布市教育プラン（2019年度～2022年度）	10施策・34事業
令4～	調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）	10施策・34事業

(2) 点検・評価の対象事業及び構成

対象事業は、調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第3において、「教育基本法第17条第2項の規定に基づき調布市教育委員会が作成した教育振興基本計画（以下「教育プラン」という。）に掲げる施策及び主要事業とする。」としている。

教育プランについては、国や東京都の計画を参酌するとともに、調布市基本計画と整合を図りながら、新たな社会経済情勢や調布市特有の状況などを踏まえ、令和5年2月に「調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）」を策定した。

そこで、点検・評価については、評価結果を、「調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）」の着実な推進に向けた各施策・主要事業の進行管理に反映させるため、新たな教育プランの施策・事業体系に基づき、振返りを行うこととし、令和5年度からの点検・評価における対象事業は「調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）」に掲げる10施策・34事業としている。

(3) 学識経験者の知見の活用

教育委員会は、点検・評価を行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者から意見を聴取することとしている。

意見をいただく有識者として次の2人の方に依頼した。（敬称略）

吉澤 良保（東京純心大学 名誉教授）

赤堀 博行（帝京大学 教育学部初等教育学科 教授）

2 点検・評価の実施方針

2 点検・評価の実施方針

(1) 実施方針

教育プラン（令和5年度～令和8年度）に掲げる施策体系に基づく点検・評価は、令和5年度の振返りが2回目となる。

また、今年度（令和6年度）は、昨年度に引き続き、令和5年3月に策定された「調布市教育大綱（第3期）」に掲げる基本方針と、5つの連携テーマを踏まえ、具体的な教育行政を推進していかなければならない。

こうした状況を踏まえ、以下のとおり実施方針を定める。

ア 調布市教育委員会は、毎年、主要な施策や事業の取組状況について点検・評価を行い、課題や今後の取組の方向性を明らかにするとともに、調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）における10施策・34事業の進行管理を行うことにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

イ 点検・評価の結果に関する報告書を作成し、市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

ウ 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者を置き、意見を聴取する機会を設ける。

(2) 点検・評価シートの見直し

点検・評価報告書は、「効果的な教育行政の推進」と「市民への説明責任を果たすこと」を目的として作成している。そのため、PDCAサイクルを意識して、この1年間、「何ができて、何ができなかったのか」、「成果は上がっているのか」、「次への課題・目標は明確化されているか」など、着実な進行管理のもと、調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）の実効性を高めていくことを目指している。

また、調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）で定めている「成果指標」等についても振返りが必要となっている。

そのため、令和6年度（令和5年度振返り）の報告書では、次のとおり点検・評価を行うシートを変更している。

ア 施策のねらい(PLAN)

- ・はじめに「施策のねらい (PLAN)」、「背景 (PLAN)、主要事業 (PLAN)」欄を設け、事業の目的や狙いは何か、その理由はどんなものか、具体的に何を設定するのかを記載した。

※本欄は、調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）から転記している。

イ 取組実績, 取組成果(DO)

- ・事業の目的や目標に則し、主要事業や主な取組について、具体的にどのような取り組み、どのような成果や効果があったのか明確に記載した。
- ・「○」には、教育プランに記載されている各施策の「(5) 主な取組」などが記載され、「・」には、その成果等を記載した。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は「◆」として記載した。

ウ 点検・評価(CHECK)

- ・調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）においては、上記の「施策のねらい」に対応した「成果指標」を設定し、施策ごとに、施策の成果向上を把握するための指標とその目標値・教育プラン策定時の基準値を示し、実績を記載した。
- ・評価結果は、成果指標のみならず、施策に連なる主要事業、主な取組の実績等を総合的に判断し、評価理由とともに記載した。

エ 今後の方向性(ACTION)

- ・課題を踏まえ、どのような取組を計画し、取り組んでいるのか、実施結果の自己評価とあわせて、より具体的に記述した。

(3) 実施方法と実施時期

実施に当たっては、関係法令に基づくとともに、詳細は、「調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱」に定め実施している。

主な流れは次のとおり。

ア 令和6年5月～6月

教育委員会事務局において、主要な施策・事業の当該年度の取組成果等の振返りと課題の抽出を行い、課題を踏まえた現年度の取組状況、さらに次年度の方向性を取りまとめ、報告書案を作成する。

イ 令和6年6月～8月

自己評価に留まらず、有識者として学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会で最終的に協議し、報告書を作成し、市議会へ提出する。また、報告書は市ホームページで公開するとともに、教育会館、公文書資料室、図書館、各社会教育施設に配架し、閲覧できるようにする。

(4) 点検・評価の評価基準について

各事業の評価については主管課による自己評価としている。評価に当たっては下記の評価基準に基づいて、事業の目的（ねらい）・目標に則して効果や成果が十分得られたかどうかを、S・A・B・C・Dの5段階で評価した。

評価結果		新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果	成果指標の結果
S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、代替事業の実施等により、一定程度の成果が得られた。	前年度より数値が上昇 又は目標値を上回った(横ばいも含む。)
A	実施した取組において予定した成果が得られた。		
B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、それ以外の取組では一定程度の成果が得られた。	横ばい又は前年度より低下
C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	新型コロナウイルスの影響に関わらず、取組において成果が得られなかった。	前年度より低下
D	実施した取組において成果が得られなかった。		

※上記2項目(新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果, 成果指標の結果)により判断

3 教育委員会の状況

3 教育委員会の状況

(1) 教育委員会委員の構成

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行され、教育の政治的中立性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における組織体制の明確化や、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会との連携の強化など教育委員会制度の改革を進め、新しい体制を構築していくこととなった。

調布市教育委員会は、平成27年10月1日に、新たな「教育長」を代表とする新体制へと移行した。

平成27年10月1日以降の調布市教育委員会委員（以下「教育委員」という。）の定数は5人であり、5人の委員が教育長とともに教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針、教育委員会規則の制定・改廃などの教育に関する様々な議題について審議を行っている。

[教育委員会名簿]

（令和6年3月31日現在）

備考	氏名	任期
教育長	大和田正治	令和3年10月1日から令和6年9月30日まで
委員	細川 真彦	令和2年7月1日から令和6年6月30日まで
委員	福谷 文夫	令和2年10月1日から令和6年9月30日まで
委員	榎本 竹伸	令和2年10月1日から令和6年9月30日まで
委員	千田 文子	令和2年12月22日から令和6年12月21日まで

※ 令和6年3月22日付け、教育長職務代理者の退任に伴い、委員1人欠員

(2) 教育委員会会議の状況

教育委員会の会議は、地教行法及び調布市教育委員会会議規則に基づき、毎月1回定例会を、また必要に応じて臨時会を開催している。

令和5年4月から令和6年3月までに開催された教育委員会定例会及び臨時会の内容は次のとおり。

ア 教育委員会開催回数 15回（定例会12回，臨時会3回）

イ 審議事項

- (ア) 議決事項（議案） 41件
- (イ) 協議事項（協議題） 5件
- (ウ) 報告事項 59件
- (エ) 諸報告 25件

※ 「諸報告」は、審議会や施設使用に係る報告など、説明を省略した案件

※ 会議の付議案件と結果は、70ページ以降に記載

教育委員は上記の教育委員会以外にも、月1回以上、定例会や臨時会の前後などに情報交換会を開催し、教育委員会事務局との情報共有を行っている。

(3) その他の活動状況

教育委員は、学校の状況を把握し、教職員と情報共有するために、学校訪問や学校行事への出席のほか、校長会との意見交換会を開催している。また、東京都教育委員会連合会や東京都市教育長会等へ出席し、東京都教育委員会や近隣市との情報交換、情報共有を行うほか、研修会へ参加し、識見を高め、教育施策の決定等への反映に努めている。

ア 教育委員の学校訪問及び社会教育施設訪問

令和5年 5月25日 第八中学校, 柏野小学校, 武者小路実篤記念館

令和5年 6月22日 第一小学校, 多摩川小学校, 東部公民館

令和5年 7月 6日 上ノ原小学校, 第五中学校, 下布田遺跡

令和5年 9月29日 若葉小学校, 滝坂小学校, 北部公民館

令和5年10月26日 第三小学校, 調布中学校, 中央図書館

令和6年 1月18日 第二小学校, 第六中学校, 西部公民館

令和6年 2月 2日 杉森小学校, 布田小学校, 郷土博物館

イ 東京都市町村教育委員会連合会

令和5年 5月26日 関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会
(埼玉県加須市加須文化・学習センター)

令和5年 5月31日 第67回定期総会(東京自治会館)

令和5年 8月24日 第2回理事会, 第1回理事研修会(東京自治会館)

令和5年10月 6日 第1回研修会(オンライン)

令和5年10月27日 第4ブロック研修会(昭島市教育福祉総合センター)

令和6年 1月16日 第3回理事会・第2回理事研修会(東京自治会館)

令和6年 2月29日 第2回研修会(東京自治会館)

ウ 東京都市教育長会

令和5年4月11日 定例会・総会(東京自治会館)

令和5年4月12日 予算特別委員会(調布市文化会館たづくり大会議場)

ほか定例会(令和5年5月, 7月, 8月, 10月, 11月, 令和6年1月, 2月),
研修会(7月), 予算要望(8月), 企画委員会(10月), 連絡会(1月)

エ その他

令和5年4月21日~5月31日 教育施策連絡協議会(オンデマンド配信)

令和5年6月29日 市町村教育委員会研究協議会(オンライン)

令和6年2月9日 市町村教育委員会協議会(TKP 新橋カンファレンスセンター)

(4) 調布市教育委員会教育目標と基本方針

令和4年12月23日
調布市教育委員会決定

◎調布市教育委員会教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質・能力を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

また、調布市においては、調布市民が、生涯にわたり自己実現に向けた学習に主体的に取り組む、という生涯学習の考え方を基盤においた教育施策を展開する。

調布市教育委員会では、このような考え方に立ち、以下の教育目標を掲げて調布市の教育行政を進める。

学校教育では、調布の子どもたちが、徳・知・体の調和のとれた成長と、国際化、情報化の進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指し、

- 命の大切さを自覚し、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる力を身に付けた子ども
 - 豊かな心、健やかな体を基盤に、確かな学力に基づいた「生きる力」を身に付けた子ども
 - 自ら社会貢献しようとする意欲をはぐくみ、社会的に自立するための基礎となる力を身に付けた子ども
- の育成に向けた施策を展開する。

社会教育では、市民の自己実現を支援し、市民がより豊かでうるおいのある生活を送ることを目指し、

- 市民の要請を的確につかんだ学習の機会や場を提供する
 - 市民のつながりを深めるネットワークを構築する
 - 市民自らが学習の成果を生かすことのできる学習環境づくりを支援する
- などの施策を展開する。

また、学校、家庭、地域住民、その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協働しながら調布の教育を支えていく、という認識のもと、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めるとともに、学びの成果を地域社会に生かすなど、地域の教育力を高めていくことを目指す。

◎調布市教育委員会基本方針

教育目標の実現に向け、以下5つの基本方針及び調布市教育プラン(令和5～8年度(令和5年2月策定予定))に基づき、総合的な教育施策を推進します。

また、教育行政の推進に当たっては、調布市教育大綱及び調布市総合教育会議における協議・調整等を踏まえ、市長との連携強化を図ります。

基本方針1 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる

【背景】

- 23万人余の市民が共に生きる調布市にあって、すべての市民が、命の重さを深く自覚し、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、互いを思いやる心や、規範意識を高めていくことが求められている。
- 自他の命を大切に作る心豊かな教育活動の推進が求められている。このため、「命の大切さ」や「自分の命は自分で守る」ことの大切さを、子どもたちに教えなければならない。
- 一人一人の児童・生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手として育成することが求められている。
- 調布市立学校の給食において、食物アレルギーにより尊い児童の命が失われたことを決して風化させず、一人一人が命の重さや尊さを胸に刻み、自他の命を大切にしなければならない。
- 体罰や暴言の根絶に向け、教職員一人一人の人権意識を一層高めることが求められている。
- 全国的にいじめの認知件数が増加する状況にあって、国では「いじめ防止対策推進法」、東京都では「東京都いじめ防止対策推進条例」が制定されている。全ての児童・生徒が安心して教育活動に取り組むことができるよう、いじめをなくさなければならない。

【施策の方向性】

- いじめ・偏見・差別・虐待につながらないように、人の尊厳を大切にするとともに、互いのよさや違いを認めあう人権教育や心の教育、そして障害、国籍、性別等の多様性を認め合う共生社会の実現につながる教育などを推進する。
- 知識を得て理解するに留まらず、多様な人々との協働的な学びなどを通じて、様々な社会問題を地域社会や自分事として捉え、実生活や社会の変容につなげる力を育成するとともに、持続可能な社会の創り手としての意識の醸成を図る。
- 教職員の人権意識を一層高める取組を推進する。
- 「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」及び各学校が定める「学校いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめを決して見逃さず、いじめをなくすための組織的な取組を推進する。

基本方針2 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する

【背景】

- 学習指導要領で掲げる「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を推進することが求められている。
- 変化の激しい社会にあって、自ら主体的に判断し、適切に行動できる、社会的に自立した人間としての基礎づくりや、社会に貢献しようとする精神の育成が求められている。
- 指導の個別化等による「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じた「協働的な学び」を充実させるとともに、これらの実現に向け、ICT環境の整備・活用と情報教育を推進することが求められている。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」の趣旨を踏まえ、学校や関係機関は、学校への復帰のみを目標にするのではなく、社会において自立的に生きる基礎を養うことができるよう、多様な学びの場を提供していくことが求められている。
- 人はみな違った存在であり、それぞれが自己実現を目指して、個の状況に応じた学習に取り組めるよう、教育環境の充実が求められている。
- 食物アレルギーのある児童・生徒と他の児童・生徒が、発達段階に応じて互いの違いを認め合い助け合う中で、みんなが同じように給食の時間を楽しみ、食を通して成長できるよう、安全で安心な学校給食を提供しなければならない。
- 子どもが抱える困難が多様化・複雑化する中で、それぞれの家庭環境に応じた支援が必要な子どもへの対応が課題となっている。
- オリンピック・パラリンピック教育で培った「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の5つの資質を、「学校2020レガシー」として継承していくことが求められている。
- 共生社会の実現に向け、障害のある人もない人も、可能な限り、同じ場で共に学び合うことができるよう、児童・生徒一人一人に必要なかつ適切な教育的支援を行うことが求められている。
- 令和4年6月に「こども基本法」が公布され、令和5年4月から施行されます。本法律は、こども家庭庁の設置と相まって、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて強力に進めていくための包括的な基本法として、こども施策に関する基本理念や、国・地方公共団体の責務等を定めている。

【施策の方向性】

- 各学校において「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」の実現を図り、教育の質の向上を図るための取組を推進する。

- 子どもたちには、生きる力の柱となる基礎的な学力を身に付けさせるとともに、その基盤となる豊かな心と健やかな体の育成を重視した教育を推進する。また、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて、更なるICT機器の整備・利活用を推進するとともに、教員の指導力向上、授業改善を通じて、児童・生徒の情報活用能力を育成する。
- 全ての子どもたちが将来への希望を抱き、安心して学び続けられるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを中心に、学校全体で子どもを見守り、必要に応じて、福祉的な支援につなげるなど関係機関との連携・協力を推進する。
- 小学生を対象とした適応指導教室「太陽の子」、分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の適切な運営や、訪問型支援事業の実施、中学生を対象とした適応指導教室の環境整備の検討等により、不登校児童・生徒の居場所づくりや学びの場の拡充を図り、社会的自立の支援を推進する。
- 食物アレルギー事故の再発防止、いじめや不登校対策、虐待など、学校を取り巻く諸課題に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、情報共有及び連携に努め、児童・生徒一人一人の状況に応じた教育及び支援の充実を推進する。
- 「学校2020レガシー」の取組等を通じて、体を動かすことの楽しさの実感や運動習慣の定着化を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識、共生社会の実現に向けた意識等の醸成を図る。
- どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進する。
- 「こども基本法」の施行を踏まえ、こども施策の策定等に当たっては、対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講じるなど、本法律の趣旨に基づく取組を推進する。

基本方針3 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める

【背景】

- 学校や地域を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るために、学校・家庭・地域の連携・協働と役割分担により、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える持続可能な仕組みを構築することが求められている。
- 学校教育の更なる充実に向けて、教員業務の見直しや教員の意識改革、人員体制の確保、教員の心身の健康保持はもとより、誇りややりがいをもって職務に専念できる環境整備等、学校の働き方改革に取り組む必要がある。
- 近年、全国各地で地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故や登下校中の子どもが巻き込まれる事故等が発生している。このため、自らの安全は自らが守るという自助意識と、地域で互いに助け合うという共助意識の醸成が求められている。また、

学校は地域の避難所になることから、災害時に即応できる体制づくりや地域との連携を進めなければならない。

- 近年、子どもたちを取り巻くインターネット環境が大きく変化しており、いじめや誹謗中傷などの問題をはじめ、スマートフォン等の長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害等につながるケースが増えている。

【施策の方向性】

- 子どもたちにとって、安全で安心な居場所をつくり、学習や体験・交流活動などを行うことができる取組を推進する。
- 学校・家庭・地域が学校教育を取り巻く現状と課題、目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組めるよう、コミュニティスクールの計画的な導入と地域学校協働本部との一体的な取組を推進する。
- 「調布市立学校における働き方改革プラン」に基づく取組を推進し、学校教育の質の維持向上や魅力ある学校づくりの実現に繋げる。
- 地域と一体となって、より効果的な防災教育や、実践的な防災訓練の取組を推進する。
- 学校・家庭・地域は、子どもたちのネット依存や、SNS等の利用に伴うトラブル等の課題を共有し、情報モラルを含むICTメディアリテラシーに関する意識啓発や指導などの取組を推進する。

基本方針4 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する

【背景】

- 教育人口の増減や学級編制標準の引き下げなど、子どもの就学人数に応じた教室数の確保とともに、少人数・習熟度別学習指導や特別支援教育、ICT教育の充実など、教育環境の整備が急務となっている。また、学校施設の老朽化への対応については、安全・安心の観点に加え、環境に配慮した計画的な施設改修等の対策が求められている。
- 食物アレルギー対策として、学校給食現場の状況を的確に把握し、給食室の整備・改善を計画的に進めることが求められている。
- 学校における感染症対策を通じて、児童・生徒の教育を受ける権利を保障するとともに、医療的ケア児など全ての児童・生徒が安全・安心に教育が受けられるよう、必要な支援が求められている。

【施策の方向性】

- 教育人口の推移や施設の老朽化などを的確に把握しながら、調布市公共建築物維持保全計画に基づく維持保全や施設の状況に応じた老朽化対策、学習環境の改善、特別支援教育環境の充実に向けた整備を推進する。

- 「調布市学校施設整備方針」等に基づき、関係部署と連携し、市の公共施設マネジメントとも歩調を合わせながら、施設の建て替えや長寿命化の取組を計画的に推進する。また、施設の建て替えなどに当たっては、ユニバーサルデザインの観点に加え、省エネルギー化等、脱炭素社会の実現に向けた持続可能な教育環境を目指した学校施設整備を検討する。
- 感染状況に応じた対策を講じるとともに、医療的ケア児など全ての児童・生徒が安全・安心に教育を受けられるよう、人的支援や教員への研修等、支援体制を整備する。

基本方針5 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する

【背景】

- 人生100年時代を見据え、市民が生涯にわたって自己研さんに励み、自己実現を目指す活動を通して、より豊かで充実した生活を送るための環境づくりを支援することが求められている。

【施策の方向性】

- 地域の資源を活用しながら、市民の要請や思いを受け止めた学習の機会や場の提供、学習情報の充実を推進する。
- 市民自らが多様な学習活動を行い、互いに学び合うことで、新たな学びの機会や学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりを推進する。

4 施策の点検・評価の結果

施策の点検・評価結果一覧

点検・評価の評価基準について

各施策の評価については主管課による自己評価とした。
 評価に当たっては下記の評価基準に基づいてS～Dの5段階で評価した。
 ※2項目（新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組成果、成果指標の結果）により判断。

評価結果	新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果	成果指標の結果
S 実施した取組において顕著な成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、代替事業の実施等により、一定程度の成果が得られた。	前年度より数値が上昇 又は目標値を上回った(横ばいも含む。)
A 実施した取組において予定した成果が得られた。		
B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、それ以外の取組では一定程度の成果が得られた。	横ばい又は前年度より低下
C 実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	新型コロナウイルスの影響に関わらず、取組において成果が得られなかった。	前年度より低下
D 実施した取組において成果が得られなかった。		

施策 1 豊かな心の育成			
	主要事業	事業主管課	目標達成度
1	命を大切にする教育の推進	指導室	B
2	人権教育の推進	指導室	
3	いじめの防止と対応	指導室	
4	道徳教育の推進	指導室	
5	体験活動の推進	指導室	

施策 2 確かな学力の育成			
	主要事業	事業主管課	目標達成度
6	基礎的知識・技能・学習満足度の向上、学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進	指導室	B
7	ICT環境の整備・活用と情報教育の推進	指導室	
8	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組	指導室	
9	学校図書館の活用推進	指導室	

施策 3 健やかな体の育成			
	主要事業	事業主管課	目標達成度
10	体力向上への支援	指導室	A
11	食育の推進	学務課 指導室	

施策 4 個に応じたきめ細かな支援			
	主要事業	事業主管課	目標達成度
12	特別支援教育の推進	指導室	A
13	不登校児童・生徒への支援	指導室	
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実	指導室	
15	様々な家庭環境にある児童・生徒への支援	指導室 学務課	

施策 5 魅力ある学校づくりの推進			
主要事業		事業主管課	目標達成度
16	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進	指導室	A
17	特色ある教育活動の推進	指導室 学務課	
18	教職員の指導力・人権意識の向上	指導室	
19	学校における働き方改革の推進	指導室 学務課 教育総務課	

施策 6 安全・安心な学校づくりの推進			
主要事業		事業主管課	目標達成度
20	食物アレルギー対策の推進	学務課 指導室	A
21	安全教育の推進	教育総務課 指導室	
22	児童・生徒の安全確保の推進	学務課 社会教育課 教育総務課 指導室	

施策 7 学校施設整備の推進			
主要事業		事業主管課	目標達成度
23	学校施設の更新	教育総務課	A
24	不足教室への対応	教育総務課	
25	安全・安心で快適な教育環境の整備	教育総務課	

施策 8 青少年の育成			
主要事業		事業主管課	目標達成度
26	家庭教育への支援	社会教育課	A
27	地域で活躍できる人材の養成	社会教育課	
28	青少年交流・体験事業の推進	社会教育課	

施策 9 生涯学習社会への対応			
主要事業		事業主管課	目標達成度
29	市民、社会教育関係団体等の活動への支援	社会教育課 公民館	A
30	障害のある方の社会体験活動への支援	社会教育課	
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進	公民館	
32	市民の読書・調査活動への支援	図書館	

施策 10 地域ゆかりの文化の保存と継承			
主要事業		事業主管課	目標達成度
33	文化財の保存及び活用	郷土博物館	A
34	地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開	郷土博物館 図書館	

令和6年度 点検・評価シート(令和5年度振返り)

施策	1 豊かな心の育成	施策主管 課長	指導室長 小林 力
-----------	------------------	--------------------	----------------------

1 施策のねらい(PLAN)

一人一人の個性を大切にする教育を進めることで、命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる豊かな心を育成します。

2 背景(PLAN)

●これからの学校には、一人一人の児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切りひらき、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

●令和元年度には全国のいじめの認知件数が、過去最多となり、調布市においても同様の結果となりました。令和2年度以降、認知件数は減少しているものの、いじめは、どの子ども、どの学校にも起こりうるものであることを認識したうえで「調布市教育委員会いじめ防止に関する規則」や「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」に基づく、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階のポイントを念頭に、各学校をはじめ関係機関と連携しながら、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。

●新型コロナウイルス感染症の影響やICTの急速な進化により、インターネットやテレビを介して感覚的に学ぶ「間接体験」やシミュレーションや模型等を通じて模擬的に学ぶ「擬似体験」の機会が増えました。一方で、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成には、ヒト・モノや実社会に実際に触れ、かかわり合う「直接体験」の機会の確保が重要とされています。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
1	命を大切にする教育の推進 (指導室)	自他の生命(いのち)を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、心豊かな教育活動を推進します。
2	人権教育の推進 (指導室)	人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害、国籍、性別等、多様性を認め合う、共生社会の実現に向けた心のバリアフリー教育を推進します。
3	いじめの防止と対応 (指導室)	いじめ、虐待については、スクールカウンセラーの活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、文部科学省や東京都教育委員会による調査結果等を通じた実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。
4	道徳教育の推進 (指導室)	物事を多面的・多角的に考える学習を通じ、自分で考えを深め、判断し、表現する力を育てるため、道徳教育を推進します。また、児童・生徒が自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるよう、自己肯定感を育む取組を行うとともに、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した取組を進めます。
5	体験活動の推進 (指導室)	宿泊を伴う移動教室の体験学習や、中学生職場体験など、体験活動を、感染症対策を講じながら可能な限り実施することで集団行動や社会との接点となる体験を通じて、持続可能な社会の担い手としての意識を醸成するとともに、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題に取り組む意欲の育成を図ります。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R8年度)	基準値 (ブラ集定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 上段：小学生、下段：中学生 ※全国学力・学習状況調査	100%	95.6%	95.3%	-	-	-
	100%	95.6%	93.9%	-	-	-

評価結果	評価理由										
B	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">S</td> <td>実施した取組において顕著な成果が得られた。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>実施した取組において予定した成果が得られた。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>実施した取組において一定程度の成果が得られた。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td>実施した取組においてあまり成果が得られなかった。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D</td> <td>実施した取組において成果が得られなかった。</td> </tr> </table> <p>○4年ぶりの中学生職場体験事業の実施や、移動教室等の体験活動を通常通り実施できたことに加え、児童・生徒の普通救命講習や教員の上級救命講習の実施、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた校内の情報共有や関係機関との連携、人権・道徳教育の取組等を通じて、豊かな心の育成を推進することができたため。 ○成果指標については、豊かな心の育成を推進するための様々な取組を実施してきたが、結果的に基準値から減少したため。</p>	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	D	実施した取組において成果が得られなかった。
S	実施した取組において顕著な成果が得られた。										
A	実施した取組において予定した成果が得られた。										
B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。										
C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。										
D	実施した取組において成果が得られなかった。										

5 取組実績、取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関する内容は冒頭に「◆」を記入
1	命を大切に する教育の推進 (指導室)	<p>○自助・共助・公助の意識を醸成する「命」の授業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校において実施する「命」の授業を実施するに当たり、国や東京都教育委員会の指導資料を周知し、学校全児童・生徒の自助・共助・公助に関する意識の醸成に努めた。 <p>○「調布市防災教育の日（令和5年4月22日）」や「いのちと心の教育」月間（12月）において、「命」の授業を実施することで、自他の生命を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる心豊かな教育活動を推進した。</p> <p>○SOSの出し方教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期休み前及び休み明けに、児童・生徒が相談できる環境を整備するとともに、自殺予防に関する知識を身に付けるため、SOSの出し方に関する指導を行った。 <p>○児童・生徒に対する救命講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校第6学年（1,729人）、中学校第3学年（1,041人）が、心肺蘇生やAED、異物除去、止血法などを身に付けることができた。 <p>○教員に対する上級救命講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規169人、更新121人の教員が受講した。 ・人命救助のための知識・技能を持った教員の育成・学校体制を構築した。 <p>○応急手当普及員講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規21人、更新8人の教員が受講した。 ・小学校20校・中学校8校について各校2人の教員が応急手当普及員の資格を保有し、救命救急に関する知識を児童・生徒及び教員に還元する体制を維持した。
2	人権教育の 推進 (指導室)	<p>○各小・中学校における人権教育全体計画及び年間指導計画に基づいた指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する人権課題に重点を置き、いじめに関する授業を年間3回実施（いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に掲げる重大事態に関する研修を含む）し、いじめは人間として絶対に許されない人権侵害であることを理解させ、よりよい集団生活を築こうとする態度の育成を図った。 ・「人権教育プログラム（令和3年3月東京都教育委員会）」及び「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】（令和3年2月東京都教育委員会）」を活用した校内研修を各校において実施した。 <p>○人権に配慮した指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導室訪問や指導主事の小・中学校訪問の際に、人権に配慮した指導に係る助言を行った。令和5年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染症による差別・偏見防止の観点における指導を重点的に実施した。その際に東京都教育委員会作成の「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」や東京都教職員研修センター作成の「止めよう差別の感染 広げよう感謝の心」を活用した指導を行った。 ・人権教育推進委員会を年間で3回を実施した。第1回は、人権教育の考え方や「人権教育プログラム（令和5年3月東京都教育委員会）」の変更点を中心に説明を行い、自校の人権教育の課題や今年度の取組について考える機会とした。第2回は、講師を招聘し、持続可能な社会ESD、SDGsについての視点から、人権教育課題解決に向けた、学校教育における取組について研修を実施した。第3回は、人権尊重教育推進校の成果を共有した。
3	いじめの防止 と対応 (指導室)	<p>○調布市教育委員会いじめ問題対策協議会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識を有する者、法律等に関する専門的な知識を有する者などを構成員とする協議会を開催し、いじめの早期発見・早期解決に向けた対応の重要性について協議するとともに、協議内容を校長会で共有した（年1回）。 <p>○いじめの未然防止、早期発見、早期対応における校内推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの認知の考え方、関係機関との連携等について、生活指導主任会で共有した（年3回）。 ・年3回の「ふれあい月間（東京都6月・11月、調布市2月）」に取り組むとともに、いじめに関する研修を年2回以上実施したことで、いじめの現状や解消に向けた取組について、小・中学校全校で共有した。 ・関係機関（東京西法務少年支援センター）が実施する、いじめ等の影響や児童・生徒を取り巻く環境に関する研修を、小・中学校全校の生活指導主任とスクールカウンセラーが受講した。 ・スクールカウンセラー連絡会において、小学校から中学校への引継ぎを実施することで、進学先での円滑な支援につなげた。 ・東京都が示す、いじめに関する相談先の一覧表を新規で作成し、保護者や児童・生徒へ広く周知することで、いじめ・児童虐待の未然防止に努めた。 <p>○子ども家庭支援センター「すこやか」等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「すこやか」などの関係機関と連携を図り、要保護児童・生徒の実態に即した支援を行った。
4	道徳教育の 推進 (指導室)	<p>○小・中学校全校における道徳授業地区公開講座（東京都教育委員会事業）の実施</p> <p>○「特別の教科 道徳」の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が道徳的問題について、自己の考えをもち、それらを交流することで、考えを広げたり、深めたりできるよう、対話などの協働的な活動を取り入れ授業改善を行うよう指導・助言を行った。 ・児童・生徒用端末を活用し、全員の考えをモニターに映すなどして、考えの共有や自己の考えの再構築を促す学習活動を通じて、自分事として考えを深め、判断し、表現する力の育成に取り組んだ。 ・指導室訪問や校内研修等において、適正な道徳科の評価について指導・助言を行った。 ・「ふれあい月間（6月・11月・2月）」において、小・中学校全校でいじめに関する指導を実施した。
5	体験活動の 推進 (指導室)	<p>○様々な体験活動を通じた児童・生徒の規律性・社会性・協調性等を育成する機会の創出</p> <p>○小学校第5学年を対象とした八ヶ岳移動教室、小学校第6学年を対象とした日光移動教室、中学校第1学年を対象とした木島平移動教室及び中学校第3学年を対象とした修学旅行は予定通り実施し、他の地域の自然や文化に触れる体験等を通して、豊かな心と体を育成した。</p> <p>○中学校第2学年を対象とした職場体験を4年ぶりに実施した。また、キャリア教育のより一層の充実に向けて、年間指導計画の改善について、指導を継続した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の推進（多摩川を利用した自然体験学習、クリーンプラザふじみへの社会科見学）

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
1	命を大切に する教育の推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○命の教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「命」の授業や「いのちと心の教育」月間に計画的に取り組むとともに、取組の質の向上に向けて校長会、副校長連絡会等を通じて指導を行っていく。 ○児童・生徒の自己肯定感や自己有用感を高める教育活動の充実を図る。 ○児童・生徒のいじめへの正しい理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標である「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解できていない児童・生徒については、個々の状況を把握したうえで、個別指導を促す。 ・引き続き、法の定義に基づいたいじめの認知が行えるよう、指導を行う。 ○教職員を対象としたいじめに係る研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに係る内容の校内研修を確実に実施し、教職員のいじめに対する正しい理解、校内体制の構築、組織的な対応の強化を行う。 ○児童・生徒のいじめ、不登校等の課題への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒理解を軸とした指導の徹底を行う。 ・学校の対応力強化が図られるよう、校長会等を通じて指導・助言を行う。 ○SOSの出し方教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・悩みや不安などを相談できる体制を充実させるとともに、SOSの出し方教育を特別活動(学級活動)の生活づくりや健康保全、体育・保健体育の不安やストレス等への対処といった各校の教育課程に位置付けさせ、学校が意図的・計画的に実施できるようにする。 ○性犯罪・性暴力から身を守る教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省から出されている「生命の安全教育」の教材を活用した授業について、教育課程に位置付けさせ、学校が計画的に実施できるようにする。 ○普通救命講習の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒への普通救命講習の受講を引き続き推進する。 ○上級救命講習・応急手当普及員の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・教員の応急手当普及員を各学校最低1人以上配置できるよう講習会の調整を行うほか、応急手当普及員集合研修を実施し、普及員が教職員向けの校内研修を効果的に進められるようにする。また、新規及び更新対象の全ての教員に対して、上級救命講習を実施する。
2	人権教育の 推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育全体計画及び年間指導計画に基づいた指導の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「インターネットによる人権侵害」や「性同一性障害などの性に関する教育」などの多様な人権課題について指導の充実を図り、人権意識の向上を図る。 ・中堅教員資質向上研修などの研修を通して、人権教育の普及・啓発ができる人材育成を行う。 ・生活指導主任会及び人権教育推進委員会における研修、体罰防止研修等により、人権尊重を前提とした生活指導や児童・生徒理解に即した指導の徹底を図る。 ・指導室や指導主事の学校訪問における人権に配慮した視点の指導・助言の実施(東京都教育委員会作成の人権教育プログラムの活用) ・偏見、差別、いじめが起こらないよう、様々な教育活動において、引き続き人権教育を推進していく。
3	いじめの防止 と対応 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○調布市教育委員会いじめ問題対策協議会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策協議会を開催し、いじめの早期発見・早期解決に向けた協議を継続的に行う。 ○いじめの未然防止、早期発見、早期対応における校内推進体制 <ul style="list-style-type: none"> ・学校がいじめに係る事案を迅速に把握し、対応できるよう、校長会や副校長連絡会、生活指導主任会において研修を実施する。 ・年3回のスクールカウンセラー連絡会等を通じて、児童・生徒及び保護者の悩みや不安に対する適切な対応について、各小・中学校と共有する。 ・人権週間及びふれあい月間等を活用した、いじめの未然防止の取組強化を図る。 ○子ども家庭支援センターすこやか等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童等に関する対応については、引き続き、すこやか等の関係機関と連携を図り、現認の有無の確認を必ず行うとともに、児童・生徒の実態に即した支援を行っていく。
4	道徳教育の 推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳科における指導と評価の一体化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修、2・3年次研修等の若手教員育成研修の機会を通じて、道徳科の指導と評価の一体化が図られるよう、指導を行う。 ・指導室訪問を通じた指導・助言の充実を図る。 ○1人1台端末を活用した授業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・1人1台端末を活用した道徳科の授業の充実について、調小研や調中研と連携し、研究の推進を図る。 ○学校教育全体で育む豊かな心 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳科の授業と教科等の指導や生活指導を往還させながら、学校教育全体で、豊かな心の育成の充実を図る。 ○東京都教育委員会作成の指導資料を活用した道徳授業地区公開講座の全校実施 <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会の形式の工夫(リモート・動画視聴・アンケート形式等) ・DVD「子供たちの豊かな心を育むために大人たちにできることを考える」、教員用リーフレット「学校・家庭・地域が一体となって子供たちの心を育むために」等を活用する。 ・東京都教職員研修センター発行の「道徳校内研修ノート」の周知を図り、校内研修において活用できるよう指導・助言を行う。 ・自尊感情測定尺度(東京都版)の評価シートを活用した教育活動の充実を図る。
5	体験活動の 推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校第5学年を対象とするハケ岳移動教室(2泊3日) ○小学校第6学年を対象とする日光移動教室(2泊3日) ○中学校第1学年を対象とする木島平移動教室(2泊3日) ○中学校第3学年を対象とする修学旅行の実施(2泊3日) ○特別支援学級の宿泊を伴う学習の実施(1泊2日) ○連合音楽会(小学校第5学年) ○小学校第4学年を対象とする芸術鑑賞教室(こころの劇場)の実施 ○小学校第6学年を対象とする音楽鑑賞教室の実施 ○中学校第1学年若しくは第2学年を対象とする音楽鑑賞教室の実施 ○中学校第2学年を対象とする職場体験(3日間) ○環境教育の推進(野川クリーン作戦、多摩川を利用した生態系の観察などの自然体験学習、クリーンプラザふじみへの社会科見学) ○スポーツ振興課、調布市スポーツ協会と連携した小・中学生ジュニア陸上体験教室の実施(各1回) ○一流アスリートが所属する地域の陸上クラブによる陸上出前授業(小・中学校)

令和6年度 点検・評価シート(令和5年度振返り)

施策	2 確かな学力の育成	施策主管 課長	指導室長 小林 力
-----------	-------------------	--------------------	----------------------

1 施策のねらい(PLAN)

学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善等に取り組み、確かな学力を育成します。

2 背景(PLAN)

●平成29年3月に新たな学習指導要領が示され、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されました。小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントとして、「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を社会と協働・連携しながら育成する「社会に開かれた教育課程」を重視することとされ、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を推進することが求められています。

●令和3年1月に中央教育審議会における答申において、Society 5.0時代、先行きが不透明で予測困難な時代に対応するため、令和の日本型学校教育の構築に向けた今後の方向性が示されました。指導の個別化と学習の個性化に基づく「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じ、多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を一体的に充実していくことが求められています。

●新型コロナウイルス感染症拡大に伴いGIGAスクール構想が前倒しで進められ、児童・生徒1人1台端末が早期実現し、調布市においても、教育活動の様々な場面で利活用を推進するほか、夏季休業期間延長時におけるオンライン授業、対面・オンラインを併用したハイブリッド型授業による学びの保障・充実を図りました。学習指導要領で児童・生徒の「学びの基盤となる資質・能力」のひとつとして位置づけられた「情報活用能力」を育成するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、更なるICT機器の整備・利活用、ICT活用に向けた教員の資質・能力の向上が求められています。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
6	基礎的知識・技能・学習満足度の向上, 学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進 (指導室)	学習の基盤となる資質・能力の確実な育成や個に応じた指導の充実等による個別最適な学びと、探究的な学習の充実等による協働的な学びを一体的に推進することを通じて、児童・生徒の基本的知識・技能の習得や学習満足度の向上、できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。また、義務教育9年間を通じた小中連携教育を推進することで、中学校への円滑な接続による中1ギャップの解消や義務教育で身に付ける資質・能力の着実な定着に繋がります。
7	ICT環境の整備・活用と情報教育の推進 (指導室)	ICT環境の整備・充実によりICTを日常的に活用できる環境を整え、児童・生徒1人1台端末を活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現を図るとともに、学びの保障・充実を推進します。また、実践的な研修や活用方法の検証を通じて学校のニーズに応じたきめ細かな支援を行うことで、ICTの活用に関する教員の意識及び指導力の向上、授業改善を図るとともに、児童・生徒の情報活用能力を育成します。スマートフォンや学習端末を用いたインターネット、オンラインゲームなどによるいじめや人権問題に対する意識啓発、SNSの活用方法を考える機会を拡充し、情報に関するモラルやリテラシーの向上を図ること、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。
8	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組 (指導室)	オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」等の5つの資質を、「学校2020レガシー」として教育活動を通して次世代へ継承し、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図ります。また、外国語指導助手(ALT)を活用した授業の実施等、英語及び外国語活動の充実により、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。
9	学校図書館の活用推進 (指導室)	各学校に配置している学校司書による図書購入、点検、整理等を行うとともに、本の貸出、レファレンスサービス、本の読み聞かせなどを行うことで、児童・生徒が活字に親しみ、主体的・意欲的な読書活動につながるよう充実を図ります。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R8年度)	基準値 (77.5年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全国学力・学習状況調査(国語・算数(数学))における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数 上段:小学生, 下段:中学生	7pt	4pt	3pt	-	-	-
	7pt	5pt	3pt	-	-	-
「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査の「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」、「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」を合わせた平均値 上段:小学生, 下段:中学生	90.0%	77.1%	76.7%	-	-	-
	90.0%	77.0%	78.1%	-	-	-

評価結果	評価理由											
B	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">S</td> <td style="width: 25%;">実施した取組において顕著な成果が得られた。</td> <td rowspan="5" style="width: 70%;">○小中連携教育, 学校2020レガシー, 日本語指導教室, 学校図書館の運営等の取組を充実することができたことに加え、小・中学校用教育情報システムへの更新に向けた整備方針の策定, プロポーザル審査による事業者選定や授業におけるICT活用事例の共有等を通じて、確かな学力の育成の取組を推進できたため。 ○成果指標については、全国学力・学習調査における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数については、小・中学生ともに基準値から数値が減少したが、「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合は、概ね横ばいであったため。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>実施した取組において予定した成果が得られた。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>実施した取組において一定程度の成果が得られた。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td>実施した取組においてあまり成果が得られなかった。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D</td> <td>実施した取組において成果が得られなかった。</td> </tr> </table>	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	○小中連携教育, 学校2020レガシー, 日本語指導教室, 学校図書館の運営等の取組を充実することができたことに加え、小・中学校用教育情報システムへの更新に向けた整備方針の策定, プロポーザル審査による事業者選定や授業におけるICT活用事例の共有等を通じて、確かな学力の育成の取組を推進できたため。 ○成果指標については、全国学力・学習調査における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数については、小・中学生ともに基準値から数値が減少したが、「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合は、概ね横ばいであったため。	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	D	実施した取組において成果が得られなかった。
S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	○小中連携教育, 学校2020レガシー, 日本語指導教室, 学校図書館の運営等の取組を充実することができたことに加え、小・中学校用教育情報システムへの更新に向けた整備方針の策定, プロポーザル審査による事業者選定や授業におけるICT活用事例の共有等を通じて、確かな学力の育成の取組を推進できたため。 ○成果指標については、全国学力・学習調査における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数については、小・中学生ともに基準値から数値が減少したが、「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合は、概ね横ばいであったため。										
A	実施した取組において予定した成果が得られた。											
B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。											
C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。											
D	実施した取組において成果が得られなかった。											

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
6	<p>基礎的知識・技能・学習満足度の向上, 学心意欲の育成と小中連携教育の推進</p> <p>(指導室)</p>	<p>○東京方式少人数・習熟度別指導ガイドラインを踏まえた指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 各習熟度別学級における指導方法や教材に関する工夫について, 指導室職員が訪問する等の対応により指導した。 算数少人数指導講師を市立小学校20校に継続配置した。 <p>○学習評価の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 3観点となった学習評価について校内研修等による指導を実施した。「主体的に学習に取り組む態度」の観点については, 更なる充実に向けた検討を進めた。 <p>○幼・保・小及び小中連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中連携については, 学習面だけではなく, 不登校の未然防止に向けた取組について, 中学校区単位で情報交換を行った。 小中連携教育在り方検討委員会を設置し, これからの小中連携の在り方や調布市小中連携教育の日の設定について検討した。話し合った内容を通信としてまとめ, 全教職員に配布し, 小中連携の必要性の理解促進を図った。 ○幼保小連携推進協議会及び分科会等を通じて, 関係幼稚園・保育園と小学校が就学する園児の情報を共有し, 就学後の指導等につなげるなど, 幼保小連携に取り組んだ。 ○地域学校協働本部における学習活動支援の取組 <ul style="list-style-type: none"> 放課後学習教室, 授業補助等により, 学習課題の改善に取り組んだ。 ○科学センターの運営等による理数教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> 科学センターの事業については, 全10回(延べ319人)実施した。 ○日本語指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> 海外から帰国した児童・生徒及び外国籍の児童・生徒等のうち, 日本語による会話等に困難を有する児童・生徒を対象とした日本語指導教室を週2回程度(全78回)実施し, 延べ1,653人の児童・生徒が参加した。 個別指導による日本語の読み書きや作文と日常生活語等, 基本的な日本語を指導する日本語指導臨時講師を学校に派遣し, 23人の児童・生徒に対する指導を実施した。 ○授業改善に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> 指導室訪問等の機会において, 一人一台端末を活用した感染防止対策を講じた授業の工夫について, 学校の事例を共有した。
7	<p>ICT環境の整備・活用と情報教育の推進</p> <p>(指導室)</p>	<p>○小・中学校用教育情報システムの更新</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員が使用する端末や管理サーバー等のネットワーク機器が更新時期を迎えることから, 必要な端末及びネットワーク構成について整備方針を策定し, プロポーザル審査により, 事業者を選定した。 <p>○ICT機器の整備及び活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通教室の増加に伴い, 固定式プロジェクターセット(固定式プロジェクター, 無線AP, マグネットスクリーン)を追加整備するとともに, 特別教室等で使用するためのモバイルプロジェクターを追加整備し, ICT環境の充実を図った。 小学校で使用するiPad端末について, 教員による活用や故障台数の増加等を考慮し, Wi-Fiモデル端末を追加整備した。 中学校で使用している時間制作成ソフトについて, これまで使用していたソフトのサポート終了に伴い, 新たなソフトを購入した。新しいソフトは, 時間制作成能力と問い合わせサポートを充実させる観点から選定したことで, 業務の効率化に繋がった。 潜在的に支援の必要な児童・生徒や家庭を適切な支援につなぐため, AIデータを活用し, 支援リスクを迅速にスクリーニングできるクラウドサービスの一部学校にて試行導入した。 教員用端末, 教室のICT機器及び児童・生徒1人1台端末のさらなる利活用促進に向け, ICT支援員による学校訪問型の研修を実施した。また, 各種使用マニュアルの整備等, 学校のニーズに応じたきめ細かな支援を実施した。 各学校のICT活用能力向上を目的とし, ICTを活用した授業実践事例が共有できる教職員専用サイトの運用を試行的に開始した。 <p>○校務支援システムの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から稼働を開始した校務支援システムについて, さらなる利用の定着及び活用支援として, システム研修である「新任・転任者研修会」, 「年次更新研修」を実施した。 <p>○各小・中学校におけるタブレット端末の活用率実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員の授業時におけるタブレット端末活用状況調査を毎月1回実施し, 活用率の向上に向けた検討を進めた。 児童・生徒一人一台端末について, データ通信量や学習支援ソフトのログイン回数に基づいた活用状況調査を毎月1回実施し, 活用率の向上に向けた検討を進めた。 <p>○ICT教育推進委員会における情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校における効果的なICT機器の活用方法等について教員の理解を深め, ICT機器を活用した授業力を高めることを目的に, 全3回開催し, 授業におけるICT活用事例の共有方法について検討したほか, 各校における情報モラル教育の取組等についても共有した。
8	<p>グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組</p> <p>(指導室)</p>	<p>○国際交流事業を通じた豊かな国際感覚の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> 英語教育推進委員会における研究等の推進 <ul style="list-style-type: none"> Zoomを活用し, 各小・中学校の代表教員が小学校英語専科教員の授業を参観する研修を通じ, 指導方法の共有や指導力の改善, 研鑽に努めた。 <p>○グローバルな人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国語指導助手(ALT)を活用した授業を小・中学校全校で実施し, 豊かな国際感覚やコミュニケーション能力の育成を図った。 ○中学校第2学年が体験型英語学習施設(TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS)を新たに活用し, 英語を使用する楽しさや必要性を体感することで, 主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図る態度や力を養った。 ○学校2020レガシー教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」を中心に合計5つの資質を, 学校2020レガシーとして, 各校の特色ある教育活動を通じて継承する取組を引き続き実施した。 ○オリンピックやパラリンピアン等を招聘し, 走り方の基礎・基本及びトレーニング方法等, 脚力の向上を目指したジュニア陸上体験教室を実施した。 ○日本財団バラスポーツサポートセンターによる「あすチャレ!スクール」を5校の小・中学校で実施した。車いすバスケットボールをテーマに講師による体験プログラムや講演を通して, 障害への理解を深め, 夢や希望をもつことの大切さを学んだ。
9	<p>学校図書館の活用推進</p> <p>(指導室)</p>	<p>○学校図書館の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校図書館を運営し, 児童・生徒が図書に触れる機会を確保した。 各校の学校図書館全体計画及び年間指導計画に基づき, 学校司書と司書教諭(図書主任)が連携を図りながら, 学校図書館活用に向けた取組を推進した。 <p>○学校図書館運営連絡協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校図書館運営連絡協議会を2回開催し, 学校図書館の運営状況や運営に係る図書主任と学校司書の連携の確認を行ったほか, 専門性向上に向けた講演会を開催するなど, 学校図書館の円滑な運営を支援した。 学校司書連絡会を3回開催し, 必要な情報の共有や協議を行った。 <p>○市立図書館の活用及び連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 「調布市子ども読書活動推進計画」に基づく図書指導を行い, 日ごろから団体貸出しや市立図書館ガイダンスを利用するなど, 市立図書館と連携した読書活動を推進した。 <p>○読書活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校全校の学校司書が連携し, ブックリスト「本のたからばこ」(小学校), 「ほんとのであい」(中学校)を作成するなど読書活動を推進した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
6	基礎的知識・技能・学習満足度の向上、学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○「令和の日本型学校教育※」の構築を目指した取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、学校のリーダーとして育成したい主任教諭（学校マネジメント講座受講者）に対して、校長が講義・演習を実施する。 ○長期欠席等の児童・生徒に対する学習保障 <ul style="list-style-type: none"> ・1人1台端末を活用した対面とオンラインによるハイブリット授業について、指導方法及び端末等環境の両面から最適な方法の確立を目指し、引き続き各小・中学校と連携して取り組む。 ・1人1台端末の活用をさらに促進できるように各学校に指導・助言する。 ○幼・保・小及び小中連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学後において、教員が児童の実態に応じた指導ができるよう、幼稚園・保育園の訪問を行い、状況把握に努める。 ・5月1日を調布市小中連携教育の日と位置付け、中学校区の学校が一堂に会して、児童・生徒の実態に関する情報交換を行う。年間2回以上の取組日を設定して実施する。 ○地域学校協働本部を活用した学習活動支援の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域人材等を活用した放課後学習教室や授業補助を行うことで、児童・生徒の学習支援の充実を図る。 ○少人数指導講師の配置、科学センターの運営等による理数教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒個々の学習課題に対応できるように全学年において少人数学習を推進する。 ・科学センター事業は、受講申込の高倍率化や運営業務の効率化等の課題を改善するとともに、より魅力ある事業を実施するため、令和6年度から運営業務を委託する。 ○日本語指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導教室や日本語指導臨時講師の活用を通じて、個々の児童・生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の充実を図る。 <p>※令和の日本型学校教育とは、学校教育が直面している課題を解決するため、子どもたちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、さらに発展させ、新しい時代の学校教育の実現を目指していくこと（文部科学省資料要約）。</p>
7	ICT環境の整備・活用と情報教育の推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年8月に小・中学校全校において、教員が使用する端末やサーバー等のネットワーク機器を更新する。更新に当たっては、これまで学校に設置していた学習系サーバーをクラウド化するほか、昨今のサイバー攻撃の活発化等を踏まえたセキュリティ機能の向上等を通じて、ICT機器の更なる活用促進に繋げる ・増加する教室へ固定式プロジェクターセット（固定式プロジェクター、無線LANアクセスポイント、マグネットスクリーン）の追加整備を行い、ICT環境の充実を図る。 ・導入から5年が経過し、令和7年度から更新となる児童・生徒用端末について、更新時に調達するOSや端末、次期運用支援委託の内容検討するため、成果と課題を整理する。 ○利活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から試行的に実施した、ICTを活用した授業実践事例が共有できる教職員専用サイトについて、更なる利活用促進を図るため、課題等を整理し、改善につなげる。 ・ICT支援員の配置を継続し、各学校のニーズに合わせた授業支援及び校内研修により、教員のICTを活用した指導力の向上に資する取組を推進する。 ○小・中学校におけるタブレット端末活用率の実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ・教員、児童・生徒の活用状況を把握し、その結果を校長会等で共有することにより、活用率の向上を図る。 ○情報モラル教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドサービスを活用するに当たり、ルールやマナーなど、情報モラル教育の充実を図る。 ・一人一台端末の課題のある活用方法について把握するとともに、適時、各学校と共有し、児童・生徒が課題について考える機会の充実を図る。
8	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○外国語指導助手（ALT）を活用した授業実践の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校全校における外国語活動・外国語の授業において、教員が作成した指導計画を基に、ALTの活用による積極的なコミュニケーションを促す等の指導の充実を図る。 ○中学校第2学年が体験型英語学習施設（TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS）を活用し、英語を使用する楽しさや必要性を体感することで、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図る態度や力を養う。 ○学校2020レガシー（オリンピック・パラリンピック教育）の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・5つの資質のうち「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」を重視して「学校2020レガシー」として、各校特色ある教育活動を展開するよう指導・助言を行う。
9	学校図書館の活用推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校の学校図書館運営体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館運営連絡協議会で情報共有を図りながら、各校の学校図書館全体計画及び年間指導計画に基づき学校図書館の活用を推進する。 ○学校司書の資質・能力の向上及び司書教諭・図書主任との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・学校司書が学校図書館を適切に運営できるよう、資質・能力向上を目的とした研修を実施するとともに、司書教諭（図書主任）による授業支援等による学校図書館の体制を整備する。 ・各校において学校図書館マニュアルに基づき、司書教諭・図書主任の主導による学校図書館の活用を推進する。 ○図書館の活用及び連携 <ul style="list-style-type: none"> ・「調布市子ども読書活動推進計画」に基づく読書活動を推進し、調べ学習や学級文庫の団体貸し出しや図書館ガイダンスを利用するなど、図書館との連携を推進する。

令和6年度 点検・評価シート(令和5年度振返り)

施策	3	健やかな体の育成	施策主管 課長	指導室長 小林 力
-----------	----------	-----------------	--------------------	----------------------

1 施策のねらい(PLAN)

健康の保持増進、体力の向上や食育の取組に加え、規則正しい生活習慣の定着を図る取組等を通じて、健やかな体を育成します。

2 背景(PLAN)

●「よく食べ、よく動き、よく眠る」(調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠)という健康3原則を踏まえた正しい知識と基本的な生活習慣を身に付け、子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう見守り、育て、働きかけていくことが必要とされています。

●子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態を作っていくことにつながるため、学校における体育活動を通じて、スポーツの楽しさに気づくことも、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するために重要な視点となります。また、体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上で重要であることに加え、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送るためにも大変重要なものです。令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査における調布市の結果は、各種目の合計である体力合計点が東京都平均を下回っている学年があります。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、日頃の学校教育の中でも、体力の低下や怪我が増加傾向にあるため、体育の授業改善のみならず、体を動かすことに対する興味・関心を高めるとともに、楽しさを実感し、運動習慣の定着化を図る取組を推進する必要があります。

●東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承していくこと等を見据えて、東京都教育委員会は令和4年3月に東京の子どもたちが楽しみながら運動やスポーツに参画し、体力を高めることを目的とした、「TOKYO ACTIVE PLAN for students」を策定しました。調布市は、具体的な取組の一つであるTokyoスポーツライフ推進指定地区に令和4年度の指定を受けており、地域や関係機関と連携しながら、児童・生徒の体力向上や教員の指導力向上に向けた取組を推進することが重要となります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
10	体力向上への支援 (指導室)	全小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を分析し、課題を明確にしたうえで、体育授業の改善を図るとともに、授業以外でも自主的に運動(体を動かす遊びを含む。)の時間を確保することで、楽しさの実感や運動習慣の定着化に繋がる取組を進めます。プロアスリートによる体験教室の実施や教員の指導力向上に向けた研修の充実、Tokyoスポーツライフ推進指定地区としての取組等、体育・健康に関する取組を学校全体で展開し、児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識の醸成を図ります。また、地域学校協働本部の取組として、水泳指導員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進します。
11	食育の推進 (学務課、指導室)	児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画を小・中学校全校で作成するとともに、地場農産物の活用、給食の時間を活用するなど、学習活動や家庭・地域・大学・企業等との連携を図りながら、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。また、学校だけでなく、市が取り組む食育関連事業と連携を図ることで、児童・生徒の食育を推進します。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値(R8年度)	基準値(77年策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」における東京都(各学年・男女別)の体力合計点と調布市の体力合計点の比較 上段：小学生，下段：中学生	東京都の平均値を上回る	▲3.7pt	▲1.3pt	-	-	-
		1.8pt	5.8pt	-	-	-
体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合 ※全国体力・運動能力、運動習慣等調査 上段：小学生(上段男 下段女) 下段：中学生(上段男 下段女)	75.0% 75.0%	69.8% 62.5%	67.0% 61.6%	-	-	-
	70.0% 70.0%	61.3% 56.9%	62.9% 61.2%	-	-	-

評価結果	評価理由												
A	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">S</td> <td style="width: 25%;">実施した取組において顕著な成果が得られた。</td> <td rowspan="4" style="width: 70%;">○各学校において、一流アスリートを指導者とした出前講座やプロスポーツ選手との交流授業を通じた、体力向上に関する取組や、新たな食育推進連絡協議会を設置し、学校間の取組を共有するなど、食育に関する取組を通じて、健やかな体の育成を推進することができたため。 ○成果指標については、体力合計点に関する東京都と調布市の比較では、中学校は、目標値である東京都の平均値を大幅に上回り、小学校においても基準値を上回ることができた。また、体育の授業において体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合では、中学校では男女ともに基準値を上回ることができた一方で、小学校では男女ともに基準値から微減となったため。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>実施した取組において予定した成果が得られた。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>実施した取組において一定程度の成果が得られた。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td>実施した取組においてあまり成果が得られなかった。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D</td> <td>実施した取組において成果が得られなかった。</td> <td></td> </tr> </table>	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	○各学校において、一流アスリートを指導者とした出前講座やプロスポーツ選手との交流授業を通じた、体力向上に関する取組や、新たな食育推進連絡協議会を設置し、学校間の取組を共有するなど、食育に関する取組を通じて、健やかな体の育成を推進することができたため。 ○成果指標については、体力合計点に関する東京都と調布市の比較では、中学校は、目標値である東京都の平均値を大幅に上回り、小学校においても基準値を上回ることができた。また、体育の授業において体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合では、中学校では男女ともに基準値を上回ることができた一方で、小学校では男女ともに基準値から微減となったため。	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	D	実施した取組において成果が得られなかった。	
S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	○各学校において、一流アスリートを指導者とした出前講座やプロスポーツ選手との交流授業を通じた、体力向上に関する取組や、新たな食育推進連絡協議会を設置し、学校間の取組を共有するなど、食育に関する取組を通じて、健やかな体の育成を推進することができたため。 ○成果指標については、体力合計点に関する東京都と調布市の比較では、中学校は、目標値である東京都の平均値を大幅に上回り、小学校においても基準値を上回ることができた。また、体育の授業において体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合では、中学校では男女ともに基準値を上回ることができた一方で、小学校では男女ともに基準値から微減となったため。											
A	実施した取組において予定した成果が得られた。												
B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。												
C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。												
D	実施した取組において成果が得られなかった。												

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
10	体力向上への支援 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○一校一取組・一学級一実践 ・各小・中学校が体力・運動能力に関する具体的な目標を定め、毎日・週1回程度等の期間を設定したうえで取組を推進した。 ○体力向上事業の実施 ・一流アスリートを指導者として、ハードル走、走り高跳びなど、各学校が希望した種目で学校への出前授業を行うとともに教員向けの指導方法の研修を行った。また、FC東京(サッカー)、読売ジャイアンツ(野球)、東芝ブルーバース東京(ラグビー)などのプロスポーツチームの選手との交流を通して、体力・運動能力の向上を図るとともにスポーツの魅力を伝える取組を行った。 ・ジュニア陸上体験教室を実施し、走り方の基礎・基本及びトレーニング方法の指導を受けた。また、調布市スポーツ協会、スポーツ振興課との連携により、小学校第4学年以上を対象とした小学生タグラグビー大会を開催した。 ○体力向上検討委員会を活用した教育活動における体力向上の実現 ・年間4回の体力向上検討委員会を開催し、学校で取り組める体力向上施策について検討した。取組事例を各学校へ周知するなど、次年度の教育課程に反映させた。 ○地域学校協働本部事業 ・地域学校協働本部の事業を活用し、部活動外部指導員を中学校全校の部活動で活用した。
11	食育の推進 (学務課, 指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における食育の実践 ・小・中学校全校において、食に関する指導の全体計画と年間指導計画に基づく指導を行った。 ・給食食材の観察や皮むき等の体験、食材を生産している農家の見学など、地場農産物を活用した学習活動を実施した。 ・調布市食育推進基本計画に基づき、「給食だより」を通じ、家庭と連携した食育に理解を深める取組とともに、食育月間(6月)及び学校給食週間には、学校給食で日本各地の郷土料理や世界の料理を提供し、食文化の継承について啓発を行った。 ・小学校の教職員向け「調布市食物アレルギーに関する指導の充実 指導資料(平成31年4月改訂版)」に基づき、各小学校で1,2学期に食物アレルギーに関する指導を行った。 ・東京都の補助事業である「米粉パン等の国産食材を使用した食育支援事業補助金」を活用し、小・中学校全校で給食食材として米粉パンを提供した。 ○食育推進事業の実施 ・NTT東日本及びNTTアグリテクノロジーとの連携による、ローカル5Gを活用した新しい農業技術で栽培されたトマトを学校給食の食材として活用することで、地産地消の推進につなげるとともに、タブレット等を活用して地域における最先端の取組を学ぶことで、デジタル化に対応した食育の推進に取り組んだ。 ・11月に開催された「農業まつり」では、「S&A」の取組の紹介及び地場農産物を使用した学校給食のレシピの配布を行った。 ・親子料理教室「野菜たっぷり!給食のメニューを作ろう」(対面での実習及び動画配信)を実施した。 ・食育講演会「野菜を楽しみ、もっと健康に」(令和5年6月24日)を実施した。 ・食器・食具の充実に向けて、小学校1校、中学校1校にフォークを導入した。 ・食育推進連絡協議会を年間2回開催し、学校間の取組事例の共有を図った。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
10	体力向上への支援 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○資質・能力の育成を目指した授業改善 ・東京都児童・生徒体力、運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を分析し、課題を明確にしたうえで、体育授業の改善を含めた体力向上施策の充実を図る。 ・授業以外でも自主的に運動の時間を確保することで、楽しさの実感や運動習慣の定着化に繋がる取組を進める。 ・体力向上検討委員会を年3回実施し、東京都児童・生徒体力、運動能力、生活・運動習慣等調査の結果分析を行い、学校が取り組む体力向上に関する取組の効果検証を行う。 ○多様な主体と連携した体力向上事業の実施 ・小・中学生ジュニア陸上体験教室をそれぞれ年1回、スポーツ振興課、調布市スポーツ協会との共催で実施する。 ・プロアスリートが所属する地域の陸上クラブ等と連携し、陸上出前授業を実施する。 ・スポーツ振興課との連携による、プロスポーツチームの学校訪問を通じて、児童・生徒がスポーツの魅力に触れる機会を創出する。 ・教員の体育における指導力向上を目指し、実技研究の充実を図る。 ○地域学校協働本部事業の活用 ・水泳指導員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進し、基礎体力の向上及び専門的技術の習得を図る。
11	食育の推進 (学務課, 指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における食育の実践 ・各小・中学校の学習活動や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する基本的な知識や食習慣の指導を行うとともに、「S&A」を通じ地場農産物を給食で使用するなど、学校と市内農家の連携した取組を推進する。 ・食器・食具の充実に向けて、給食室の改修工事に伴い、環境を整備しながら、段階的にフォークの導入を進める。 ○食育推進事業の実施 ・親子料理教室の実施 ・組織横断的に連携を図り、食育講演会を実施することで、市民への食に関する情報提供と食育の普及啓発を図る。 ・食育推進連絡協議会を年間2回開催し、学校間の情報交換を行うとともに好事例の共有を図る。

令和6年度 点検・評価シート(令和5年度振返り)

施策	4 個に応じたきめ細かな支援	施策主管 課長	指導室長 小林 力
-----------	-----------------------	--------------------	----------------------

1 施策のねらい(PLAN)

全ての児童・生徒が、自己の能力を発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校、関係機関が連携を図りながら、個に応じた支援を推進します。

2 背景(PLAN)

●共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。東京都では、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定し、共生社会の実現に向け、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図っており、市においても、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進する必要があります。

●調布市では、小学生を対象とした適応指導教室「太陽の子」や、全国初となる分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」を開設・運営するなど、不登校児童・生徒への支援を行ってまいりましたが、不登校児童・生徒数は近年増加傾向で推移しています。文部科学省からは、全国的な増加傾向を踏まえ「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が発出され、その中では、魅力ある学校づくりや効果的な支援の充実、多様な教育機会の確保、中学生を対象とした適応指導教室の整備充実などが求められています。

●被虐待児や家庭内で年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うヤングケアラーなど、家庭環境に応じた支援が必要な子どもへの対応が課題となっています。学校や子どもたちを取り巻く地域社会等においては、こうしたケースを早期発見し、必要な支援につなげることが求められています。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
12	特別支援教育の推進 (指導室)	特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、校内通級教室の運営や、個別指導計画の作成、すべての教職員への研修実施、特別支援学級の増設や在籍学級への人的配置等に努めます。加えて、就学前から卒業後までを見据えた就学相談機能の充実を図るとともに、地域で切れ目ない支援が受けられるよう地域・関係機関との連携を進めることにより、どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します。
13	不登校児童・生徒への支援 (指導室)	児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的に自立することを目指し、魅力ある学校づくりの取組による不登校の未然防止を推進するとともに、早期支援の重要性を認識したうえで、個の状況に応じた多様で柔軟な支援の充実と教育機会の確保に努めます。
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実 (指導室)	子どもに関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターや教育相談所が連携し、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かい対応に努めます。
15	様々な家庭環境にある児童・生徒への支援 (指導室, 学務課)	経済的に困難な家庭に対し就学援助制度等による支援を継続するとともに、ヤングケアラーなど、様々な家庭環境にある児童・生徒に対し、早期発見や関係機関との連携といった適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力向上に努めるほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実などに努めます。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R8年度)	基準値 (プラン策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率 上段：小学生、下段：中学生	100%	88.9%	93.4%	-	-	-
	100%	69.0%	99.6%	-	-	-

評価結果		評価理由
A	S 実施した取組において顕著な成果が得られた。	○令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「調布市不登校児童・生徒への支援プラン」の策定、不登校支援事業・相談機関を掲載したリーフレットの作成・配布、民間企業との連携による太陽の子の環境整備や夏季休業期間中における特別支援教育の専門性向上研修の実施など、新たな取組を通じて、個に応じたきめ細かな支援を推進することができたため。 ○成果指標については、小学校・中学校共に基準値を上回り、特に中学校においては30ポイント以上数値を上昇させることができたため。
	A 実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C 実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D 実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
12	特別支援教育の推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2期調布市特別支援教育推進計画の取組推進と1年次の検証 ・調布市特別支援教育検討委員会において、これまでの取組の成果と課題を検証し、改善策を検討した。 ○小・中学校における特別支援教育の充実 ・専門性向上のため、小・中学校全校の特別支援教育コーディネーターを対象にした研修を実施した。また、校内通級教室担当全教員対象研修(全2回事例研修)を実施した。新たに、夏季休業期間中に、都立調布特別支援学校の主幹教諭を講師として招聘した特別支援教育に係る専門性向上研修を実施した。 ○外部機関との連携 ◆放課後等デイサービス事業所との連携に係る計画に基づき、都立調布特別支援学校、障害福祉課、放課後等デイサービス事業所との連携を実施した。 ○幼・保・小連携の支援 ・個に応じた支援の充実を図るため、就学支援シート等を活用し、配慮が必要な児童の支援に取り組んだ(就学支援シートの提出率:調布市立全小学校新入生の15.3%)。 ○特別な配慮を必要とする児童・生徒に対する支援の充実 ・都立調布特別支援学校をはじめ関係機関と連携を図り、自閉症児のケース会議や若手教員育成研修会を開催した。 ・タブレットを利用したデジタル教科書の利用を促進し、発達障害の児童・生徒に対する支援の充実に取り組んだ。
13	不登校児童・生徒への支援 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○調布市不登校児童・生徒への支援プランの策定 ・調布市不登校施策に係る検討委員会の開催やパブリック・コメントを実施し、令和6年度から令和8年度までを計画期間とした新たな計画を策定した。 ○「太陽の子」における教育環境及び入退室手続きの適切な運用 ・個別課題活動やグループ活動など児童一人一人の指導計画に基づき、きめ細かな対応を行うとともに、入退室に係る手続きを適切に実施した。 ・イケア・ジャパン株式会社より寄贈の家具を設置し、児童がより快適に過ごせる環境を作った。 ○不登校の未然防止に向けた取組推進 ・「魅力ある学校づくり調査研究事業(国立教育政策研究所)」の取組を継続し、「居場所づくり(児童・生徒が落ち着ける場所づくり)」「絆づくり(児童・生徒の主体的な活動による関係づくり)」の取組や不登校に係る支援委員会における支援内容、課題等を各小・中学校と共有した。 ・不登校に係る支援委員会において、集団指導の振り返りに効果的であるPDCAシートの活用について、各小・中学校と共有した。 ・小中連携の組織的取組を推進し、集団指導の引継ぎを通して中1ギャップによる不登校の抑制を図った。 ○学校に行きづらい子どもとその保護者への支援 ・小学校第1～3学年とその保護者を対象に「表現あそび」事業を2回開催し、実技体験プログラムや保護者同士のグループトークを行い、小学生11人とその保護者が参加した。 ○不登校児童生徒支援プロジェクトSWITCHの実施 ・年齢の近い大学生との交流事業を継続したことで、不登校の児童・生徒に対する、相談体制や居場所機能を確保した。テラコヤ・スイッチについては、対象を拡大し、中学生のほか小学校4～6年生も利用可能とした。 ・「学校に行きづらい子どもの保護者のつらい」を4回開催し、心理の専門家や不登校経験のある大学生とその保護者による講演や情報提供、保護者同士のグループトークを行い、87人が参加した(前年度比7人減)。 ○教員の資質向上研修の充実 ・「太陽の子」の内覧会及び説明会を実施し、適応指導教室の役割等について理解を深める教員研修を実施した。 ○「はしうち教室」の教育課程について ・教育課程の適正な実施に向けて、継続的に指導・助言を行った。 ○不登校児童・生徒の家庭等への訪問による支援の充実 ・訪問型支援「みらい」を実施し、教育相談353回、家庭訪問162回、学習支援を述べ428人に行った。 ○不登校支援事業の周知 ・不登校児童・生徒への支援事業や相談機関を掲載したリーフレットを作成し、周知を図った。 ○「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」の連携 ・「子ども家庭支援センターすこやか」や「子ども・若者総合支援事業ここあ」等、市の関係部署や関係団体との連携を図り、生徒の卒業後を見据えた支援を行った。
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○来所相談 ・相談件数466件(前年度比19件増)、主訴改善等により100件の相談が終結した。新規相談件数74件(前年度比24件減)。 ○電話相談 ・相談件数130件(前年度比4件増)、教育相談所相談員・スクールソーシャルワーカーにより、幅広い悩みや不安を傾聴するとともに、解決策について共に考え、相談内容に応じた関係機関等への情報提供を行うなど早期解決に向けて支援した。 ・年2回、児童・生徒及びその保護者へチラシを配布して、電話相談等の情報提供を行った。 ○就学相談 ・相談件数501件(前年度比31件増)、発達検査実施件数217件(前年度比44件増)、学務課等と連携し、就学先の決定のほか、個々の状況に応じた丁寧な相談に努めた。 ○巡回相談 ・102件(前年度比26件増)、心理・医療等の専門家が必要に応じて各学校を巡回し、専門的な見地から子どもの支援に関する助言を教員に行った。 ○教育支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーによる相談・支援 ・対応案件数2,185件(前年度比478件減)、不登校や特別な支援を必要とする児童・生徒、養育が困難な家庭等の相談を受け、学校や関係機関と連携を図り支援を行った。
15	様々な家庭環境にある児童・生徒への支援 (指導室, 学務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○早期発見, 早期対応における校内推進体制 ・スクールカウンセラー連絡会において、小学校から中学校への引継ぎを実施することで、進学先での円滑な支援につながった。 ・スクールカウンセラーによる小学校第5学年及び中学校第1学年の全児童・生徒に対する面接を実施した。 ○子ども家庭支援センター「すこやか」等との連携 ・「すこやか」などの関係機関と連携を図り、要保護児童・生徒の実態に即した支援を行った。 ○スクールソーシャルワーカーによる支援 ・スクールソーシャルワーカーが相談を受け、支援が必要な家庭に対し、生活保護・就学援助制度・フードパントリー等の案内や手続き支援を行った。 ・スクールソーシャルワーカー全校配置に向けた体制準備のため、チーフスクールソーシャルワーカーを1人配置した。 ○調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」との連携 ・調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」と支援の必要な家庭などの情報共有を行った。 ○就学援助制度の周知等 ・市報・市ホームページ・ちょうふの教育に就学援助制度に関する情報を掲載するとともに、学校や関係部署と連携し、児童・生徒の保護者に対し、制度案内等を配布することで制度を広く周知した。また、実際に援助が必要な時期に合わせた支給を行うため、新入学予定の保護者に対し、新入学準備金を入学前に支給した。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した世帯に対し必要な援助が行えるよう認定対象の拡大を継続し、令和5年1月以降大幅に収入が減少した方や生活福祉資金の貸付け(特別貸付(緊急小口資金・総合支援資金)は除く)を受けた方も対象に加えるとともに、支援を必要とする全ての方が申請できるよう市ホームページや学校安全・安心メールの活用により、広く周知した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
12	特別支援教育 の推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2期調布市特別支援教育推進計画に基づく取組の推進 ・調布市特別支援教育検討委員会において取組状況を報告し、進行管理を行い、取組を推進する。 ・令和6年度向けの調布市教育委員会教育課程編成重点項目に「特別支援教育における教職員の専門性及び組織対応の向上」を設定し、各学校の組織的な取組を推進する。 ○学校の組織的な体制整備・校内体制の強化 ・成果指標として掲げた、通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率の向上を図る。 ○教員等の専門性の向上 ・特別支援学級における教科の指導内容表を作成し、その検証を進める。 ・通常の学級、特別支援学級、校内通級教室等の教員及び特別支援教室専門員、スクールサポーター、特別支援学級支援員、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の充実を図る。 ・ICT環境を充実させるとともに、デイジー教科書の利用や特別支援教育に係るアプリケーションの充実を図り、児童・生徒の教育的ニーズに応じた活用を推進する。 ○保護者・地域・関係機関との連携 ・就学相談に関わる保護者のうち、就学時から卒業後までを見通した特別支援教育について説明を受けた割合の向上を図る。 ・児童・生徒の支援に関する情報共有ができるよう、学校・放課後等デイサービス事業所・保護者との連携に取り組む。 ・就学支援シート等を活用したきめ細かな支援を継続するとともに、小・中学校相互に指導内容を共有する取組を継続する。 ・都立調布特別支援学校と連携し、個々の児童・生徒の障害に応じた指導内容・方法を工夫する。 ○環境・体制整備 ・校内通級教室に入級している児童・生徒のうち、当初設定した目標を達成し、通常の学級のみで学校生活を送れるようになった児童・生徒の割合について、20%以上を維持する。 ・人的配置の充実を進め、発達障害のある児童・生徒への環境・体制整備を図る。
13	不登校児童・ 生徒への支援 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○調布市不登校児童・生徒への支援プランに基づく取組の推進 ・調布市不登校施策に係る検討委員会において取組状況を報告し、進行管理を行い、取組を推進する。 ○適応指導教室「太陽の子」の教育環境の充実 ・不登校児童に対し切れ目ない支援を行うため、学校等との連携強化を図る。 ・体験活動やせんがわ劇場と連携したワークショップを実施し、社会的自立に向けた活動の充実を図る。 ○不登校の未然防止に向けた取組推進 ・「魅力ある学校づくり調査研究事業（国立教育政策研究所）」の取組を継続し、「居場所づくり（児童・生徒が落ち着ける場づくり）」・「絆づくり（児童・生徒の主体的な活動による関係づくり）」の取組や不登校に係る支援委員会における支援内容、課題等を各小・中学校と共有する。 ・不登校に係る支援委員会において、集団指導の振り返りに効果的であるPDCAシートについて、各小・中学校に活用を促す。 ・小中連携の組織的取組を推進し、集団指導の引継ぎを通して中1ギャップによる不登校の抑制を図る。 ○不登校児童生徒支援プロジェクトSWITCHの実施 ・東京学芸大学と連携し、「メンタルフレンド」「テラコヤスイッチ」を継続する。 ・東京学芸大学と連携し、心理・教育の専門的な見地から、保護者が一人で悩み、孤立することを防ぐため、「学校に行きづらい子どもの保護者のつどい」を継続する。 ○訪問型支援「みらい」による支援の充実 ・体制強化を図り、学校内外の支援につながっていない不登校児童・生徒への支援の充実を図る。 ○中学生を対象とした適応指導教室新設に向けて設置場所等を含め、検討する。
14	個に応じたき め細かな教育 相談の充実 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○来所相談 ・引き続き相談者に寄り添うとともに、プレイセラピー等を通じて主訴を明らかにし、状況に応じて関係部署と連携を図ること で、主訴解決につなげる。初回面談のみ、土曜日相談を引き続き月1回実施する。 ○電話相談 ・悩みや不安の早期解決を図るため、心理・教育・福祉の専門家による丁寧な対応を継続する。 ○就学相談 ・就学先決定後も個に応じた相談・支援や学校訪問を継続するとともに、相談件数の増加に対応するため、土曜日相談を引き続き月1回実施する。 ○巡回相談 ・学校からのニーズに応じ、様々な状況の児童・生徒を支援するため、新たな巡回相談員を委嘱する。また、就学相談と連携し就学後も継続した相談を行う。 ○教育支援コーディネーターの相談 ・学校生活における、児童・生徒の相談に対し、関係機関と連携を図りながら支援を行う。
15	様々な家庭環 境にある児 童・生徒への 支援 (指導室、 学務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○早期発見、早期対応における校内推進体制 ・年3回のスクールカウンセラー連絡会等を通じて、児童・生徒及び保護者の悩みや不安に対する適切な対応について、各小・中学校と共有する。 ・スクールカウンセラーによる小学校第5学年と中学校第1学年に対する面接を継続して実施する。 ○子ども家庭支援センター「すこやか」等との連携 ・要保護児童等に関する対応については、引き続き「すこやか」等の関係機関と連携を図り、児童・生徒の実態に即した支援を行っていく。 ○スクールソーシャルワーカーによる児童・生徒、家庭への支援の充実 ・令和6年度から、スクールソーシャルワーカーを8名に増員し、各中学校を拠点とし、全ての学校に週1日半日以上配置する「学校配置型」による支援を開始する。学校や関係機関と連携しながら様々な家庭環境にある児童・生徒への支援の充実を図る。 ○調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」との連携、情報交換、中学校卒業生への周知の継続 ○就学援助制度の適切な運用の継続 ・支援を必要とする全ての方が申請できるよう、広く制度を周知する。 ・新入学準備金の入学前の支給を継続する。

令和6年度 点検・評価シート(令和5年度振返り)

施策	5 魅力ある学校づくりの推進	施策主管 課長	指導室長 小林 力
-----------	-----------------------	--------------------	----------------------

1 施策のねらい(PLAN)

児童・生徒の状況に応じた教育活動や、地域の特性を生かした取組を実施するとともに、教員の資質・能力の向上、また、働き方改革に取り組むことにより、魅力ある学校づくりを推進します。

2 背景(PLAN)

●急激な社会変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題が複雑化、多様化しています。そうした状況の中で、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の理念を目指し、児童・生徒に未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が必要とされています。調布市では、令和3年度に地域学校協働本部の全小・中学校への設置を完了させ、地域と学校が連携・協働の観点から地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進してきました。これまでの取組を発展・持続させるため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入が必要とされています。

●教育活動の直接の担い手である教員は、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、児童・生徒一人一人の状況を捉え、他の教員や関係機関と連携しつつ、個に応じた指導を実践する指導力が求められています。また、豊かな人間性や人権意識を備えるとともに、学校・教職の意義や社会的役割・服务等を理解しつつ、保護者・地域住民等との協働関係を構築する資質・能力が求められているため、研修の充実等を通じた、教員の指導力、資質・能力の向上に向けた取組が重要となっています。

●近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校教育の更なる充実が求められている一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が、教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる問題となっています。このことを踏まえ、調布市では「調布市立学校における働き方改革プラン(平成31年1月)」を策定し、校務支援システム、出退勤システムの導入・活用、副校長補佐の配置などの人的支援等、様々な取組を進めてきました。引き続き、教員業務の見直し、人員体制の確保等の働き方改革を進めることで、教員の心身の健康保持はもとより、誇りややりがいをもって職務に従事できる環境整備に取り組む必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
16	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進 (指導室)	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を計画的に導入し、地域学校協働本部と一体的な取組を推進することにより、保護者や地域住民と学校が学校教育を取り巻く現状や課題、目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指します。地域人材の活用や学校・家庭・地域の連携と役割分担により、持続可能な仕組みを構築し、学校教育活動の充実、活性化を図ります。
17	特色ある教育活動の推進 (指導室, 学務課)	農業体験、環境美化活動など、市内の教育資源や各学校の地域特性を活用した取組を推進します。また、児童が自らの個性にあった中学校を選択する中学校学校選択制を通じて、それぞれの個性や可能性を更に伸ばします。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 (指導室)	経験年数、教科別・課題別の研修や、校内におけるOJT研修、教育経営研究室の専門研究員の巡回指導に加え、東京教師道場等の外部研修による教員の指導力、資質・能力の向上を図ります。また、教員の人権意識のさらなる向上を図るため、いじめや体罰、不適切な指導・暴言等の根絶、経済的に困難な家庭やヤングケアラーの問題、外国にルーツを持つ子ども、LGBTQ等、多様性についての適切な理解に向けた研修等の充実を図ります。
19	学校における働き方改革の推進 (指導室, 学務課, 教育総務課)	令和5年度からの「調布市立学校における働き方改革プラン」に則り、教員が担うべき業務に専念できる環境の確保、教員の意識改革、学校を支える人員体制の確保、部活動の負担軽減、教員の健康を保持するための取組等を通じて、学校教育の質の維持向上、魅力ある学校づくりにつなげていきます。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値(R8年度)	基準値(プラン策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コミュニティ・スクールの導入校数	28校(市立小・中学校全校)	未設置	3校	-	-	-

評価結果		評価理由
A	S 実施した取組において顕著な成果が得られた。	○コミュニティ・スクールのモデル校3校(第三小学校・上ノ原小学校・第五中学校)への学校運営協議会の設置、統括コーディネーターを中心とした地域学校協働活動の取組、中学校学校選択制に関する学校案内の充実に加え、新たに小学校全校にエデュケーション・アシスタントを配置した学校の働き方改革の取組等を通じて、魅力ある学校づくりを推進することができたため。 ○成果指標については、令和8年度の小・中学校全校にコミュニティ・スクールの導入する目標に向けて、予定どおり3校(第三小学校・上ノ原小学校・第五中学校)において、導入することができたため。
	A 実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C 実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D 実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関する内容は冒頭に「◆」を記入
16	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進 (指導室)	<p>○地域学校協働本部事業における統括コーディネーターの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校のコーディネーターの育成や事業運営に関するアドバイスを行うため、引き続き、指導室に統括コーディネーターを配置した。 <p>○地域学校協働本部の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働本部について、学校で学習支援員をはじめとした地域人材の活用を図ることができた。 学校が地域学校協働本部を円滑に運営できるよう、学校の管理職、地域コーディネーターへの助言や支援等を行った。 学校に対し、地域学校協働本部の活動内容について、保護者や地域へ広く周知するための広報誌の作成や学校ホームページへの掲載を助言した。 <p>○コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)のモデル校の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度からモデル校3校(第三小学校・上ノ原小学校・第五中学校)において学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの活動を開始した。また、3校の活動状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行ったほか、令和6年度以降の導入予定校の管理職、教職員、委員予定者を対象に研修会を実施するなど、制度の理解促進と導入準備を行った。 <p>○東京都主催のフォーラムへの参加</p> <ul style="list-style-type: none"> フォーラムの内容を学校運営に活用させるため、小・中学校全校と共有した。 <p>○学校評議員・学校関係者評価委員による学校経営の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、学校評議員会・学校関係者評価委員会を開催し、経営目標と具体的な取組について共有するとともに、取組状況について協議したことで、学校経営の充実につながった。
17	特色ある教育活動の推進 (指導室, 学務課)	<p>○特色ある教育活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校全校に特色ある学校づくり推進交付金を交付し、各校の特色ある教育活動の充実につなげた(小学校:環境美化活動, 体力向上活動, SDGs, 校庭芝生を活用した健康保持, 心と体の健康づくり, 読書活動, 外国語教育, 特別支援教育, 周年事業/中学校:ポランティアネットワーク(地域人材の活用), 学習環境の整備, 自己の考えを伝える力の育成など)。 <p>○中学校学校選択制</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童及び保護者が各学校の情報を把握できるよう、9月~10月に学校説明会を各中学校で実施し、日程を市ホームページで周知した。参加できなかった保護者に対しては、資料の配布や学校ホームページへの掲載を通じて、内容の周知に努めた。 児童・保護者に必要な情報を提供するため作成している、小学生向けの学校案内(全8校分)の内容を充実させたうえで、小学校第6学年の全家庭に配布した。また、早期の制度周知を図るため、小学校第5学年向けの制度案内チラシを作成し、小学校第5学年の児童に配布した。 学校選択制を希望した全ての新入生の入学を決定したことで、個性の伸長を促進することができた。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 (指導室)	<p>○「授業改善推進プラン」に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校の学校経営計画を踏まえたうえで、各教科において育成したい資質・能力を明確にすること、及び指導と評価の一体化を図るための授業改善について定期的な学校訪問時や校内研修の際に、実際に授業を観察し指導・助言した。 <p>○定期的な学校訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間14校行う指導室訪問の際に、各学校のICT機器を活用した実践例等を把握し、小・中学校に好事例を共有できるようにした。 初任者教員をはじめとした若手教員の授業を積極的に参観し、授業力の6要素の観点(使命感, 児童・生徒理解等)から指導・助言した。 年間5回の生活指導主任会における研修, 体罰防止研修等により、人権尊重を前提とした生活指導や児童・生徒の多様性に係る適切な理解を図った。 <p>○年3回の人権教育推進委員会の充実</p> <p>◆人権教育の視点から東京都教育委員会が作成した教材を活用し、新型コロナウイルス感染者に対する偏見・差別の防止に関する指導・助言を行った。8月には中堅教諭等資質向上研修として人権教育の集合研修を実施し、教員の人権教育に資する指導力向上に努めた。</p>
19	学校における働き方改革の推進 (指導室, 学務課, 教育総務課)	<p>○「調布市立学校における働き方改革プラン」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に引き続き、電子化した出勤簿等による、教職員の在校時間の把握を行った。教員の令和5年度の時間外在校等時間は、令和4年度と比較して横ばいであったが、各学校長との意見交換の際に、この間の人的支援等の取組により、教員が児童・生徒に向き合う時間が確保しやすくなった状況が確認できた。 小・中学校全校の一斉閉校日及び夏季休業期間を原則統一し、引き続き長期休業中に休暇を取得しやすい環境を整備した。 小学校全校に、学級担任を補佐し副担任相当の業務を担う「エデュケーション・アシスタント」を新たに配置したことに加え、スクール・サポート・スタッフ及び副校長補佐を継続配置した。また、学校の要望に応じて部活動指導員を増員することで、学校への人的支援を行い、教員の負担軽減及び学校教育の質の維持向上を図った。 教員の健康保持のため、長時間労働教員及び強いストレスを感じている教員を対象に医師による面接指導を実施した。 <p>○校務改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から稼働を開始した校務支援システムについて、さらなる利用の定着及び活用支援として、システム研修である「新任・転任者研修会」、「年次更新研修」を実施した。 <p>○給食費等の管理の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校徴収金(給食費及び教材費)の管理についてアウトソーシングを活用し、帳票類の作成等に係る教職員の事務負担の軽減に努めた。また、事務職員と連携し、効果的な運用について検討を行った。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
16	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学校協働本部推進委員会、管理職連絡会、地域コーディネーター連絡会の定期的な開催 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職やコーディネーター同士の情報共有を図ることで、事業のさらなる活性化につなげる。 ・統括コーディネーターが学校を訪問し、指導・助言することで地域学校協働本部の円滑な運営を支援していく。 ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域とともにある学校づくりを目指し、令和5年度のモデル導入における効果や課題を整理し、今後の導入校に対する支援を行いながら、令和6年度は小学校9校、中学校3校の学校運営協議会を設置する。 ・小・中学校全校に設置した地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的な推進により、教育活動の更なる充実や活性化を図る。 ○開かれた学校経営の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画を着実に推進するため、コミュニティ・スクール導入前の学校については、引き続き、学校評議員、学校関係者評価委員制度を活用する。
17	特色ある教育活動の推進 (指導室、学務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○特色ある教育活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校全校に特色ある学校づくり推進交付金を交付し、各校が特色ある教育活動を推進するための支援を行う。 ○中学校学校選択制 <ul style="list-style-type: none"> ・児童や保護者が適切に学校を選択できるよう、引き続き、必要な情報を分かりやすく提供する。 ・受入定員を定めるなど、学校規模の格差などが極力生じることのないよう配慮し、児童が自分の個性等に合った学校を主体的に選択することができるよう実施する。 ・学校選択制に関するアンケート調査のとりまとめ等により、ニーズや現状把握を行うとともに、学校を取り巻く状況を踏まえた検証を行い、今後の制度のあり方を検討する。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○「授業改善推進プラン」に基づく取組 <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画と関連させ、各教科において育成する資質・能力を明確にするとともに、地域にも公開するなど、社会に開かれた取組にしていく。 ・各教科で授業改善をどのように取り組むか具体的な取組を示させる。 ○定期的な学校訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・指導室訪問以外にも学校訪問を定期的の実施し、各学校における1人1台端末等の取組状況を把握し、効果的な使用方法について助言するとともに、好事例について小・中学校全校で共有する。 ・各学校に対して、学習評価に関する改善指導等を行うことで、指導と評価の一体化の取組を充実させる。 ・特別支援学級及び校内通級教室を担当する教員を対象に、個別的教育支援計画等の立案に関する研修を実施する。 ・通常学級の教員に対する、特別支援教育に関する研修を企画・実施する。 ○年3回の人権教育推進委員会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育プログラムを活用し、人権教育の視点を明確にした指導に関する研修を実施する。
19	学校における働き方改革の推進 (指導室、学務課、教育総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○「調布市立学校における働き方改革プラン」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月からのプランに基づき、多忙化する学校管理職や教員の業務負担の軽減を図り、持続可能な学校指導・運営体制の構築につなげていく。 ・教員の令和5年度の時間外在校等時間は、令和4年度と比較してほぼ横ばいであり、長時間勤務を行っている教員が一定数存在することから、人的支援を継続・拡充していく。 ・令和6年度は、副校長補佐をすべての小学校に配置するとともに、中学校には部活動指導員を追加配置する。また、エデュケーション・アシスタントをすべての小学校に継続配置することで人的支援を充実し、教員の負担軽減を図る中で、教員が児童・生徒に向き合う時間を一層確保できるよう取組を継続する。 ・校務支援システムの活用促進のため、引き続き「新任・転任者研修会」、「年次更新研修」など各研修の充実を図る。 ・長時間勤務またはストレスチェックの結果に基づき、高ストレスの教員への医師による面接指導を継続実施する。 ・会議・研修をオンラインにより実施するなど、移動時間の縮減に努める。 ・教員が作成した資料のうち、効果的・効率的な資料については、好事例として共有することで、授業づくりなど日々の業務改善に反映させる。 ○教材費等の管理の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・更なる業務の効率化を図るため、学校徴収金システムの円滑な運用を図るとともに、引き続き、適切な業務のアウトソーシングを継続する。

令和6年度 点検・評価シート(令和5年度振返り)

施策	6 安全・安心な学校づくりの推進	施策主管 課長	学務課長 佐藤 龍
-----------	-------------------------	--------------------	----------------------

1 施策のねらい(PLAN)

児童・生徒の安全確保に関わる取組を実施し、安全・安心な学校づくりを推進します。

2 背景(PLAN)

●平成24年12月、調布市立学校において、食物アレルギーによる児童死亡事故が発生しました。事故を二度と起こさないために「調布市教育委員会食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針（平成25年11月策定）」や同方針の重点的取組に掲げた「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル（令和4年3月改訂）」に基づく、事故防止と緊急対応を柱とする再発防止に向けた取組を継続するとともに、事故から10年となる令和4年12月に発行した「調布市立学校における食物アレルギー対策10年のあゆみ」を踏まえ、事故が風化することのないよう食物アレルギー対策を推進する必要があります。

●近年、学校内外における不審者による子どもの安全を脅かす事件や、登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故、また、地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故等が発生し、学校における子どもの安全の確保が喫緊の課題とされています。児童・生徒が主体性をもってこれらの事件・事故、災害等から自らを守る危機回避能力をはじめ、自らが判断し行動できる力を身に付ける取組を進める必要があります。また、児童ポルノ事件の検挙件数やSNSに起因する強制わいせつ事件等が年々増加し、子どもたちが性犯罪被害に遭う機会が増加しています。子どもを性犯罪等の当事者にしないための安全教育の推進が必要とされています。

●令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支援することとされました。国・地方公共団体の責務として、医療的ケア児が医療的ケア児ではない他の児童・生徒と共に教育を受けられるよう、関係機関と連携を図り、必要な支援を行っていくことなどが求められています。

●調布市では「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」を策定し、各教科の指導内容に応じた感染症対策に加え、児童・生徒の心身の状況の把握、心のケア、感染者に対する偏見や差別への対応等に取り組んできました。また、各学校からの要望を踏まえ、消毒液、非接触型体温計、サーキュレーターなどの保健衛生用品の購入等を通じて、学校における感染症対策の取組を支援してきました。国の動向を注視しながら、引き続き、児童・生徒の教育を受ける権利を保障するとともに、学校運営を継続していく必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
20	食物アレルギー対策の推進 (学務課、指導室)	食物アレルギーのある児童・生徒へ、医師の診断や給食施設の状況等により、対応可能な範囲で給食を提供します。また、給食室の改修工事にあわせアレルギー対応専用調理室を計画的に整備するとともに、各種研修・訓練を継続し、保護者への啓発や教職員の意識・知識・技能の向上に努めながら、事故が風化することのないよう食物アレルギー対策を推進します。
21	安全教育の推進 (教育総務課、指導室)	調布市防災教育の日における、避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練等を通じて、児童・生徒の自助・共助意識を養い、自助・共助のために必要な知識と行動を習得します。セーフティ教室の実施や「学校危機管理マニュアル」の活用等を通じて、安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力を育成します。また、児童・生徒が性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に合わせた方法で身に付ける「生命(いのち)の安全教育」の取組を推進します。
22	児童・生徒の安全確保の推進 (学務課、社会教育課、教育総務課、指導室)	通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や通学路合同点検の実施、通学路標示板の更新、通学路マップの作成配布による啓発、児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、危機から逃れて助けを求めてきた子どもの緊急避難場所としている「こどもの家」の普及啓発を行うなど、保護者・地域と連携した安全対策を図ります。また、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づくシックハウス対策や、学校における感染症対策等の取組を継続するとともに、医療的ケア児が学校において、安全に教育を受けられるよう、人的支援や教員への研修等、支援体制を整備します。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R8年度)	基準値 (プラン策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調布市防災教育の日の参加者数	30,000人	17,811人	29,959人	-	-	-

評価結果		評価理由
A	S 実施した取組において顕著な成果が得られた。	○「食物アレルギー対応マニュアル」の改訂による誤食事案防止に向けた運用改善、通学路の「合同点検」の実施、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」の理解促進を図るための研修の実施に加え、令和元年度以来4年ぶりに保護者の引取訓練を実施したうえで開催した「調布市防災教育の日」の取組等、安全・安心な学校づくりを推進することができたため。 ○成果指標については、目標値には至らなかったものの、令和元年度以来4年ぶりに保護者の引取訓練を実施したため、保護者の参加者数が加わったことで、基準値を大きく上回ることができたため。
	A 実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C 実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D 実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
20	<p>食物アレルギー対策の推進</p> <p>(学務課, 指導室)</p>	<p>○食物アレルギー事故防止の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー専門員(管理栄養士)を継続して配置し, 学校給食を安全に調理・提供できる環境の整備に努めた。 ・校長会, 養護教諭会, 栄養士会から選出された委員で構成される「食に関する検討委員会」を開催し, 小・中学校全校における食物アレルギー対応マニュアルの課題整理と運用改善に向けた検討を踏まえ, 同マニュアルの改訂を行った。 ・各学校を訪問し, 給食室における除去対応食の調理や教室における対応を確認し, 取組の改善を図った。 <p>○緊急時の対応力向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に, 小・中学校全教職員を対象に, 御遺族の講話と東京慈恵会医科大学附属第三病院医師によるエピペン投与シミュレーション研修を行った。 ・学校管理職研修(相模原病院臨床研究センター医師による研修)を対面及び配信形式を併用して実施した。 <p>○多様な主体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー対応ホットラインの運用を継続し, 東京慈恵会医科大学附属第三病院及び狛江市との定期的な運営会議を開催した。 <p>(ホットライン対象施設は, 平成25年の覚書締結時177施設から令和5年度は257施設に増加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市医師会と連携した「医療・教育連携会議」を通じ, 現状分析と課題整理を行った。 ・調布市医師会との連携により, セカンドオピニオンとして指定医療機関の受診を進める取組を継続した。 ・国や他自治体のほか, 関係団体が開催するアレルギー対応に向けた研修会等に講師として参加し, 市の取組を広く発信した。 <p>○計画的な施設整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市公共施設マネジメント計画に基づく, 深大寺小学校及び石原小学校の給食室改修工事に合わせ, 食物アレルギー対応専用調理室を整備するとともに, 食物アレルギー対応に必要な備品や消耗品の更新を行った。
21	<p>安全教育の推進</p> <p>(教育総務課, 指導室)</p>	<p>○調布市防災教育の日における取組</p> <p>◆令和5年度は, 令和5年4月22日(土)に実施した。感染症対策を徹底したうえで, 学校教育活動は, 児童・生徒に対する「命」の授業・防災啓発講話を実施し, 令和元年度以来4年ぶりに保護者による引取訓練を実施した。また, 市統一テーマ訓練は, 訓練テーマを「感染症対策を踏まえた避難所開設訓練」と題し, 令和元年台風19号における避難所開設時の課題や感染症対策を踏まえた訓練を実施した。(事業実施日が, 新型コロナウイルス感染症5類移行前であったため, 学校教育活動(「命」の授業・防災啓発講話)の公開を中止した。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回の安全指導及び避難訓練を実施するとともに, 調布市防災教育の日や「いのちと心の教育」月間(12月)において, 「命」の授業を実施した。 ・令和6年度の防災教育の日の実施に向け, 市統一テーマ訓練を「避難所開設訓練」とし, 庁内関係各課, 地域, 関係機関等と連携したうえで準備を進めた。 <p>○学校危機管理マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルに基づいた避難訓練や安全指導の充実を図った。 <p>○セーフティ教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不審者対応やSNSが起因となった問題に対し, 児童・生徒及び家庭への注意喚起を行った。 ・調布警察署と連携を図り, 安全教育・指導を推進した。 ・SNS東京ノートを活用し, SNSとの関わり方について学び, 加害者にならない, 被害を受けないための知識及び技能の習得に努めた。
22	<p>児童・生徒の安全確保の推進</p> <p>(学務課, 社会教育課, 教育総務課, 指導室)</p>	<p>○通学路の安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の合同点検については, 交通安全及び防犯の両面から, 学校・調布警察署・道路管理者・地域とともに, 令和5年11月に通学路の「合同点検」を実施(6校・22箇所)した。文部科学省, 国土交通省及び警察庁が作成した「通学路における合同点検等実施要領」に基づき, 地域の実情を踏まえた効果的な対応を行う視点で点検を実施し, 可能な安全対策を行った。 ・小学校通学路を中心とした地域の協力者の家・事業所等2, 350箇所が「こどもの家」として登録しており, 子どもが不審者や変質者等に声をかけられたり, 犯罪行為に巻き込まれそうになった際の緊急避難場所の確保に努めた。 ・「こどもの家」事務説明会及び情報交換会を開催した。 <p>○学校における室内化学物質対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校全校で実施した学校環境衛生(室内化学物質)定期検査において, 全て基準値未満であることを確認し, 安全・安心な学習環境を提供した。 ・改修工事等を実施した際には, 「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」を遵守し, 安全な教育環境の確保に努めた。 ・令和4年11月に一部改正した「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」の理解促進を図るため, 教育委員会の全職員を対象に研修を実施したことに加え, 校内研修等における活用を促すため, 各学校へ研修資料を提供した。 ・調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会を開催し, 学校環境衛生(室内化学物質)定期検査の結果報告等について, シックハウス症候群と思われる児童・生徒の保護者, 庁内関係部署, 学校教職員, PTA代表と共有した。 ・調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会の審議を経て, 「シックハウス防止に関する学校チェックリスト」の一部を学校の現状に沿うよう変更を行い, 令和5年3学期分から変更後の様式にて運用を開始した。 <p>○感染症予防対策</p> <p>◆「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」及び国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(令和5年5月8日以降)」に基づき, 児童・生徒への衛生指導等, 学校における感染症対策に取り組んだ。</p> <p>◆学校で感染症対策用消耗品を購入するための予算を確保し, 各小・中学校へ配当すること等により, 引き続き学校における感染症対策を支援した。</p>

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
20	食物アレルギー 対策の推進 (学務課, 指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○食物アレルギー事故防止の取組 ・食物アレルギー専門員(管理栄養士)を継続して配置し、学校給食を安全に調理・提供できる環境の整備に努める。 ・食に関する検討委員会において、小・中学校全校における食物アレルギー対応マニュアルの課題整理と運用改善に向けた検討を行う。 ・食物アレルギー対応訪問を継続し、各学校の取組の改善を図る。 ○緊急時の対応力向上に向けた取組 ・エビパン投与シミュレーション研修(専門医である東京慈恵会医科大学附属第三病院小児科医及び御遺族の講話)を通じて、食物アレルギー事故を風化させることのないよう、オール調布で再発防止に向けた意識を醸成する。 ・学校管理職研修(相模原病院臨床研究センター医師による研修)を対面及び配信形式を併用して実施する。 ○多様な主体との連携 ・東京慈恵会医科大学附属第三病院とのアレルギー対応ホットラインの運用を継続する。 ・調布市医師会と連携した「医療・教育連携会議」を通じ、現状分析と課題整理に応じた不断の見直し・運用改善に取り組む。 ・調布市医師会との連携により、セカンドオピニオンとして指定医療機関の受診を進める取組を継続する。 ・講演会や市ホームページ、市報等を通じ、広く食物アレルギーに関する知識の普及啓発を図るとともに、市長部局と連携し、市の取組を広く情報発信する。 ○計画的な施設整備の推進 ・調布市公共施設マネジメント計画に基づき、令和6年度は、第二小学校、富士見台小学校及び多摩川小学校給食室改修工事に向けた設計を進める。
21	安全教育の推進 (教育総務課, 指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○調布市防災教育の日の取組 ・令和6年度については、学校教育活動は、令和元年度以来5年ぶりに保護者・地域の方に公開したうえで、児童・生徒に対する「命」の授業、防災啓発講話を実施する。また、全学年一斉に校庭への避難訓練を実施するとともに、保護者による引取訓練を実施する。市統一テーマ訓練は、訓練テーマを「避難所開設訓練」と題し、令和元年台風第19号における避難所開設時の課題を踏まえた訓練を小・中学校全校において実施することに加え、新たに、小6児童・中3生徒とその保護者を対象に、避難所の受付、避難スペース、備蓄品などを体験していただく「避難所体験」を小・中学校全校の体育館で実施する。新たな取り組みを交えながら、学校・庁内・関係機関・地域等と連携・協働により、児童・生徒に対する防災教育の充実、地域防災力の向上に取り組む。 ・学校危機管理マニュアルに基づき、月1回実施する避難訓練や安全指導(生活安全・交通安全・災害安全についての取組を明確にする等)の充実を図る。 ・生活指導主任会等で「安全教育プログラム」を指導資料として活用する。 ・学校における事故等の未然防止に向けて、月ごとに市内で起こった事故の概要を取りまとめ、校長会及び副校長連絡会等で周知し、未然防止に努めるとともに、適時・適切な注意喚起を促す通知を发出する。 ○セーフティ教室の実施 ・調布警察署や消防署等との連携の充実を図り、安全教育・指導を推進していく。 ・SNS東京ノートを活用し、SNSとの関わり方について学び、加害者にならない、被害を受けないための知識及び技能の習得に努める。 ○生命(いのち)の安全教育の推進 ・児童・生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、生命(いのち)の安全教育を推進する。
22	児童・生徒の安全確保の推進 (学務課, 社会教育課, 教育総務課, 指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路の安全確保 ・学校と地域等が連携して行う登下校時の見守り活動を補完するため、周辺住民のプライバシーに配慮しながら、通学路や登下校時に児童が通行する道路を撮影する防犯カメラの維持管理を行うことにより、登下校中の児童・生徒の安全確保を図る。 ・学校・調布警察署・道路管理者に加え、地域と連携を図りながら通学路の合同点検を実施し、安全対策の充実を図る。 ・「こどもの家」担当者(PTA校外委員等)との連携や、市報・ホームページ等を活用した普及啓発の支援に努めるとともに「こどもの家」事務説明会(PTA連合会主催)を開催する。 ○シックハウス対策の実施 ・引き続き、「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」に基づく取組を継続するとともに、学校環境衛生(室内化学物質)定期検査を実施し、児童・生徒の健康被害を防ぐための適切な対策を講じる。 ・調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会を開催し、学校環境衛生(室内化学物質)定期検査の結果報告等について、シックハウス症候群と思われる児童・生徒の保護者、庁内関係部署、学校教職員、PTA代表と共有する。 ○感染症予防対策 ・国の衛生管理マニュアル等に基づき、児童・生徒の健康管理・衛生管理や校内の消毒・換気などの感染症対策に継続して取り組む。 ○医療的ケア児への支援体制の整備 ・医療的ケア児が学校において安全に教育を受けられるよう、教員への研修等による支援体制の整備に取り組む。

令和6年度 点検・評価シート(令和5年度振返り)

施策	7	学校施設整備の推進	施策主管 課長	教育総務課 施設担当課長 関口 幸司
-----------	----------	------------------	--------------------	--------------------------

1 施策のねらい(PLAN)

だれもが安全・安心に利用できることに加え、児童・生徒が良好な環境の中で学校生活を送ることができるよう、学校施設の整備を推進します。

2 背景(PLAN)

●児童・生徒にとって安全で安心な教育環境を確保するため、学校施設の老朽化対策として、「調布市公共施設マネジメント計画」及び「調布市学校施設整備方針」に基づく、施設の建替えや長寿命化といった対応に加え、学校内の施設・設備の点検・改修等を計画的に進めていくことが求められています。また、快適な教育環境を整備するため、調布市では、校舎内の教室への空調整備の完了に続き、令和3年度に小・中学校における体育館への空調整備が完了しました。引き続き空調設備の維持・管理に努める必要があります。

●令和3年3月に改正義務教育標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）が可決されたことを受け、令和7年度までに小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の学級編制の標準が段階的に40人から35人に引き下げられます。調布市では、児童数が令和6年度まで増加する見込みであり、学校によってはその後も増加傾向にあることから、就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備を推進していく必要があります。

●校舎・体育館等の学校施設は、児童・生徒が安全に学校生活を送る場となるだけでなく、発災時において、地域住民の避難所としても必要な機能が発揮できるよう、引き続き、避難所機能としての整備を推進していく必要があります。

●令和2年10月、政府は脱炭素化社会を目指し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。調布市においても令和3年4月に、国・東京都、市民や事業者と協働して地域温暖化対策の取組を推進し、ゼロカーボンシティを目指すこととしており、学校施設についても環境に配慮した計画的な整備が求められています。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
23	学校施設の更新 (教育総務課)	構造体の耐久性調査の結果などを踏まえ、中・長期的な視点に立ち、調布市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、学校施設と他の公共施設との施設複合化を視野に入れた、校舎建替等の検討を進めます。 また、ユニバーサル・デザインの観点や、外壁・屋上等の高断熱化のほかLED照明導入による省エネルギー化等、脱炭素化社会の実現に向けた持続可能な教育環境を目指した学校施設の整備の検討を進めます。
24	不足教室への対応 (教育総務課)	小学校における35人学級編制標準の引き下げや児童・生徒数の増加に対応するため、学校施設の整備・改善に取り組みます。
25	安全・安心で快適な教育環境の整備 (教育総務課)	計画的な維持保全により、安全・安心で快適な施設環境を保持するとともに、感染症対策を講じたうえで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を推進します。 緊急に修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえた確かな改修に努めるほか、夏季の暑さ対策・熱中症対策に計画的に取り組み、学校施設の適切な維持管理に努めます。 また、避難所として重要性が高まっている学校施設について、だれもが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、避難所機能の充実を図ります。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R8年度)	基準値 (プラン策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
耐用年数を基本に、屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	-	-	-

評価結果		評価理由
A	S 実施した取組において顕著な成果が得られた。	○若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備に向けた基本計画の策定、校舎内照明のLED化改修、不足教室対策としての普通教室の改修工事に加え、安全・安心で快適な教育環境の整備に向けた、給食室・体育館の改修工事等、計画的に学校施設の整備を推進することができたため。 ○成果指標については、目標値である屋上防水、校舎の外壁、受変電設備の予防保全ができている学校の割合100%を継続することができたため。
	A 実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C 実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D 実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
23	学校施設の更新 (教育総務課)	○学校施設の更新 ・若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備については、基本計画を策定するとともに、PFI導入に伴う事業者選定を進めた。 ・「2050年ゼロカーボンシティ調布」を目指す取組として、第二小学校・調和小学校の校舎内照明器具のLED化改修を実施した。
24	不足教室への対応 (教育総務課)	○児童・生徒数の増加に伴う施設整備 ・不足教室対策として、多摩川小学校において普通教室の改修工事を実施した。 ○児童・生徒の教育環境を保全する取組 ・市長部局において、児童・生徒の良好な教育環境を保全する街づくりに資することを目的として制定した、「調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱」に基づき、引き続き7校の学区を教室確保困難学区に指定した。
25	安全・安心で快適な教育環境の整備 (教育総務課)	○学校施設の安全・安心で快適な教育環境の整備 ・学校施設の適切な維持管理を実施し、快適な教育環境の整備に努めた。 ・「調布市公共施設マネジメント計画」及び「調布市学校施設整備方針」に基づき、深大寺小学校及び石原小学校の給食室改修工事、神代中学校及び第三中学校の体育館改修工事、八雲台小学校の校舎の屋上防水及び外壁改修工事の設計を実施した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	(教育総務課)	次年度以降の取組等
23	学校施設の更新 (教育総務課)	○学校施設の更新 ・若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備については、PFI事業者を選定し、設計に着手する。 ・「2050年ゼロカーボンシティ調布」を目指す取組として、深大寺小学校・石原小学校・飛田給小学校・調布中学校・第七中学校・第八中学校の校舎内照明器具のLED化改修を実施する。
24	不足教室への対応 (教育総務課)	○児童・生徒数の増加に伴う施設整備 ・不足教室対策として、第一小学校において、普通教室の整備を実施するとともに、校舎増築の設計を実施する。 ○児童・生徒の教育環境を保全する取組 ・市長部局と連携し、「調布市次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくり指導要綱」に基づく教室確保困難学区を指定し、児童・生徒の良好な教育環境を保全していく。
25	安全・安心で快適な教育環境の整備 (教育総務課)	○学校施設の安全・安心で快適な教育環境の整備 ・緊急に修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえ適切な改修に努める。 ・校舎・体育館の空調設備、トイレ等の学校施設の適切な維持管理や、夏季の暑さ対策・熱中症対策等、安全・安心で快適な教育環境の整備を進めていく。 ・「調布市公共施設マネジメント計画」及び「調布市学校施設整備方針」に基づく計画的な維持保全改修として、八雲台小学校及び調和小学校の校舎の屋上防水及び外壁改修工事、神代中学校の格技棟改修工事、第二小学校の給食室改修工事の設計、杉森小学校・神代中学校・第三中学校の校庭整備工事、八雲台小学校の給水管改修工事を実施する。

令和6年度 点検・評価シート(令和5年度振返り)

施策	8 青少年の育成	施策主管 課長	社会教育課長 泉 健一郎
-----------	-----------------	--------------------	-----------------

1 施策のねらい(PLAN)

地域や家庭、関係機関が連携を図り、子どもが自立・活躍できる環境づくりに取り組むとともに、青少年同士の交流等を通じて社会性を身につけることで、青少年の健全な育成を推進します。

2 背景(PLAN)

●子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、子どもたちが健全に成長していくための環境づくりが必要です。このためには、社会全体で子どもを見守り、地域や家庭、関係機関がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で青少年の健全な育成に向けた取組を進める必要があります。

●調布市ではこれまで約50年にわたり、リーダー養成講習会を実施し、地域で活躍できる人材の養成に努めてきました。リーダー養成講習会の卒業生が市内でリーダーグループを立ち上げるなど、青少年の育成に携わる熱い思いは脈々と続いています。今後も、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の養成について、学校、地域、行政等が一体となった取組を推進していく必要があります。

●変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の養成について、学校、地域、行政等が一体となった取組を推進していくことが求められています。また、子ども・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく意識の養成にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育む上で重要です。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
26	家庭教育への支援 (社会教育課)	家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市立小・中学校PTAが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、助言、情報提供や助成等の支援を行います。 また、家庭教育や青少年教育に関する様々な情報を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行を通じて、地域や家庭での教育力の向上を図ります。
27	地域で活躍できる人材の養成 (社会教育課)	青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、小学生を対象としたジュニアサプリーダーク講習会、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会、高校生学齢を対象としたシニアリーダー講習会の実施及び支援を行います。
28	青少年交流・体験事業の推進 (社会教育課)	青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図る場を提供します。 また、子どもたちに自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識の向上を図ります。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R8年度)	基準値 (プラン策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
リーダー養成講習会(ジュニアリーダー講習会、シニアリーダー講習会、レクリエーション講習会)の参加者数及びジュニアサプリーダーク講習会の修了証授与者数	360人	143人	275人	-	-	-

評価結果		評価理由
A	S 実施した取組において顕著な成果が得られた。	○二十歳のつどい、調布っ子“夢”発表会、リーダー養成講習会等の実施や家庭教育セミナーを開催するための支援を行ったことに加え、社会教育情報紙「コラボ」の発行や、青少年交流館・八ヶ岳少年自然の家を開館・運営したことなどを通じ、青少年を育成するための取組を推進することができたため。また、八ヶ岳少年自然の家については、施設老朽化に伴う改修工事を行い、工事の一環として、Wi-Fiを増設し、館内全域及び体育館で使用できるようになったことや令和6年度からの新たな指定管理期間に伴う指定管理者の指定等、計画的に取組を進めることができたため。 ○成果指標については、目標値に至らなかったものの、前年度を上回る数値となり、コロナ禍前の状態回復に向け、実績を伸ばすことができたため。
	A 実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C 実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D 実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
26	家庭教育への支援 (社会教育課)	<p>○家庭教育セミナーの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き, P T Aの負担軽減のため, 説明会は実施せず, 必要書類に「事務手続きについて」及び「よくある質問」をまとめた資料を添えて各学校に送付し, 質問や書類提出はメールでの提出を可とした。オンライン及び会場とオンラインの併用による開催も可とした。令和5年度は, 4校で開催され, 148人が参加した。 <p>○社会教育情報紙「コラボ」の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年3回, 各号19, 200部発行, 市内小・中学生の保護者に配付, その他関係各課及び市施設に配架した。 ・市ホームページにも紙面を掲載することにより, 子どもに関わる地域の大人へ広く社会教育及び家庭教育の情報を提供することができた。
27	地域で活躍できる人材の養成 (社会教育課)	<p>○リーダー養成講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアリーダー講習会登録者19人(令和4年度登録者21人)。 ・シニアリーダー講習会登録者3人(令和4年度登録者10人)。 ・レクリエーション講習会登録者48人(令和4年度登録者18人)。 ・ジュニアサブリーダー講習会修了証授与者205人(令和4年度修了証授与者202人)。
28	青少年交流・体験事業の推進 (社会教育課)	<p>○青少年交流館の利用者数・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的室及び集会室における団体利用2,950人(375団体), オープンスペース2,268人, 自習室34人, 延べ5,252人。使用者数は前年度から437人増加した(令和4年度 多目的室及び集会室における団体利用2,808人(353団体), オープンスペース1,947人, 自習室60人, 延べ4,815人)。 <p>○調布っ子“夢”発表会の開催 令和5年度テーマ「わたしが考える未来の調布」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表者14人(市内小学校7校), 来場者65人。 ・実施後は記録冊子を作成し, 発表した児童及び小学校へ配付した。また, 発表内容に関する市の取組について, 発表者へ文書でお知らせした。 <p>○二十歳のつどいの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人生の節目として将来について考える機会となる集いの場を, 幅広い若者世代の参加の機会を設けながら実施した。 <p>○ハケ岳少年自然の家の維持管理・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恵まれた自然環境の中で, 集団での宿泊生活をとおして, 少年の心身の健全な育成を図った。 ・施設の老朽化に伴う改修工事(受変電設備改修工事, 体育館外部改修工事, 空調設備ほか改修工事及び防災設備改修工事)を実施した。工事においてはW i e r f iも増設し, 館内全域及び体育館で使用できるようになり施設の利便性の向上を図った。 ・指定管理期間が満了することから, 指定管理者候補者選定審査委員会にて候補者を選定のうえ, 新たな指定管理者を指定した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
26	家庭教育への支援 (社会教育課)	<p>○家庭教育セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次年度においても, 家庭教育セミナー開催校への助言や助成を継続して実施する。また, 開催校及び参加者数ともに年々減少傾向であるため, 引き続き, 社会教育情報紙「コラボ」等の広報紙を活用し事業を周知するとともに, 問い合わせや事務手続きにメール等を活用することで, P T Aの負担軽減と支援に努める。 ・開催形態については, 対面方式とオンラインの併用, オンラインのみも可とし, 開催に係る通信費についても支援の対象とする。 <p>○社会教育情報紙「コラボ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き, 小・中学生の家庭に役立つ情報を掲載し, 地域や家庭の教育力の向上を図る。
27	地域で活躍できる人材の養成 (社会教育課)	<p>○講習会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアリーダー講習会, シニアリーダー講習会, レクリエーション講習会を引き続き実施していく。また, ジュニアサブリーダー講習会については, 引き続き活動を支援していく。 ・受講生が減少傾向にあることから, これまでの広報媒体(市報, ホームページ, SNS, チラシ, 社会教育情報紙「コラボ」, 調布FM等)を引き続き活用して事業の周知に努める。
28	青少年交流・体験事業の推進 (社会教育課)	<p>○青少年交流館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き, 青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し, 社会性や協調性を育み, 豊かな人間性の形成を図る場を提供していく。 <p>○調布っ子“夢”発表会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き, 子どもたちに自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに, まちづくりへの参加意識の向上を図る。 <p>○二十歳のつどいの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き, 人生の節目として将来について考える機会となる集いの場を, 幅広い若者世代の参加の機会を設けながら実施する。 <p>○ハケ岳少年自然の家の維持管理・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き, 恵まれた自然環境の中で, 集団での宿泊生活をとおして, 少年の心身の健全な育成を図る。 ・新たな指定管理者と情報共有を図りながら, ハケ岳少年自然の家の適切な維持管理・運営を行う。

令和6年度 点検・評価シート(令和5年度振返り)

施策	9 生涯学習社会への対応	施策主管 課長	社会教育課長 泉 健一郎
-----------	---------------------	--------------------	-----------------

1 施策のねらい(PLAN)

学習の機会、活動の場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、「学びが広がり 人がつながり みんなの願いでつくるまち」の実現に向け、生涯学習・社会教育の振興を図ります。

2 背景(PLAN)

●市民生活や社会情勢の変化による地域課題の複雑化、生活様式や価値観の多様化により、市民の学習ニーズは多岐にわたっています。人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成することが重要です。また、Society 5.0時代に向けて新しい技術を活用した様々な学びの在り方が可能になり、「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組み合わせで学びが更に豊かなものになるような取り組みが求められています。

●公民館、図書館等の社会教育施設については、地域活性化・まちづくりの拠点等の役割も強く期待されるようになっており、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められています。今後、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、行政のみならず企業や大学、団体等、様々な主体がそれぞれの立場から積極的に取り組むことが必要です。

●公民館、図書館等の社会教育施設を中心に、多様な利用者層・ニーズに応じた市民の生きがいをつくり、世代間を超えた交流等を通じて地域で共生していくための拠点としての機能を充実させるとともに、自主的な学習活動を支援し、学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりが必要です。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
29	市民、社会教育関係団体等の活動への支援 (社会教育課, 公民館)	社会教育課では、社会教育関係登録団体や学習グループの活動に対する支援を行うとともに、学校施設を開放することにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興・普及を進めながら、地域の連携や心身の健康の増進を図ります。 公民館では、良好な学習環境を構築しながら、市民の自主的な学習活動や公民館登録団体の育成支援、組織化に向けた支援を継続することにより、共同学習・相互学習の活性化を図ります。また、学習の成果等を市民に還元することで、社会教育の振興につなげます。
30	障害のある方の社会体験活動への支援 (社会教育課)	障害のある方を対象に様々な社会体験活動を実施することで、集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。また、市民ボランティアの協力を得ることで、障害のある方への理解を深め、共生社会に関する意識啓発の機会を設けます。
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進 (公民館)	公民館において、地域の学習拠点として学習する機会や交流の場を提供するほか、市内の歴史・文化資源を活用した学習活動などを通じて、地域の魅力や課題を再認識できる事業の展開を図ります。また、生涯を通じた学びにつながる講座等の実施や市内近隣学校との連携等による地域資源の活用により、市民相互の学び合いの活性化、地域の交流促進を図ります。
32	市民の読書・調査活動への支援 (図書館)	図書館がより効果的な学習活動の拠点として機能するよう、多様な媒体の資料や情報、課題解決につながる資料、映画・地域資料の選定、収集、整理、提供、保存を行います。また、だれもが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などのサービスの充実に加え、収蔵資料や書籍のデジタル化など、新たなサービスの導入検討により、市民の活動を支援します。 「調布市子ども読書活動推進計画」に基づき、市立小・中学校との連携事業の充実や、乳幼児、障害がある子どもへのサービスの充実など、発達段階に応じた子どもの読書活動の取組を推進します。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R8年度)	基準値 (77年策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
社会教育施設(図書館・公民館)の満足度 ※調布市民意識調査 上段: 図書館, 下段: 公民館	85.0%	80.7%	82.2%	-	-	-
	80.0%	74.4%	74.0%	-	-	-

評価結果		評価理由
A	S 実施した取組において顕著な成果が得られた。	○社会教育関係登録団体への補助金の交付、学習グループ主催の公開講座への助成金の交付等、各種団体の活動に対する支援に加え、北部公民館におけるポニーの乗馬体験や、令和6年度中に図書館にICタグシステムを導入するための予算確保等、新たな取組を通じて、生涯学習社会への対応を推進することができたため。 ○成果指標については、図書館・公民館の満足度が各々、目標値に至らなかったものの、図書館の数値については基準値を上回るすることができたため。
	A 実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C 実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D 実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
29	市民, 社会教育 関係団体等の活 動への支援 (社会教育課, 公民館)	<p>○学校施設開放による市民の活動支援(利用日数 延べ6, 235日, 延べ利用者数199, 506人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各開放運営委員会との連携を図るために行う, 総合開放運営連絡会の開催を対面及びオンライン併用で2回実施した。 ○学習グループ主催の公開講座への助成(7グループ, 講師謝礼延べ11人, 保育者謝礼延べ0人), 広報の支援, 令和4年度学習グループサポート記録の発行(6月) ○社会教育関係登録団体活動事業補助金の交付 ・社会教育関係登録団体からの申請に基づき, 13団体へ交付した。 ○公民館登録団体等の活動への支援 ・公民館登録団体の施設使用料を免除した(東部公民館30団体, 西部公民館32団体, 北部公民館23団体)。 ・公民館登録団体や成人学級との共催による公開講座を実施。学習内容やその成果等を地域に還元した。 ・公民館だよりで, 公民館登録団体の活動紹介や会員募集の告知を行い, サークル活動の活性化を支援した。 ・公民館主催事業から派生した学習グループの育成, 公民館登録団体の組織化を支援した。 <p>(公民館登録団体の認定を目指して活動していた団体: 東部公民館4団体, 西部公民館3団体〔うち1団体は, 令和5年11月に登録団体に認定〕, 北部公民館4団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館登録団体で組織した利用団体連絡会を各公民館で開催し, 地域文化祭の取組内容, 利用団体連絡会主催のイベント, 利用団体連絡会役員の選出方法等について意見交換, 情報共有を図った。 ・東部公民館では外部工しレーター設置工事が終わり, 共用を開始した。また, フリーWi-Fiを御利用いただくことで, 公民館諸室利用者や公民館主催講座参加者等の学習環境の向上を図った。 <p>◆新型コロナウイルス感染症5類移行後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館施設申請方法は, 高齢者の利用が多く3密を継続的に避けるため, 郵送や投函による申請書受付方法を継続した。
30	障害のある方の 社会体験活動への 支援 (社会教育課)	<p>○遊 i n g (社会教育課主催: 市内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒を対象に2カ月に1回程度実施) (登録者数8人, 実施回数6回, 延べ参加者数32人)</p> <p>○杉の木青年教室(社会教育課主催: 市内在住で中学校特別支援学級を卒業した方を対象に月1回程度実施) (登録者数24人, 実施回数9回, 延べ参加者数120人)</p> <p>○のびのびサークル(市民団体へ運営委託: 市内在住の知的障害のある方で, 特別支援学級及び特別支援学校在籍者・卒業生を対象に月2回程度実施) (登録者数12人, 実施回数23回, 延べ参加者数131人)</p>
31	暮らしと地域の 魅力・課題の再 認識, 生涯を通 じた学びにつな がる公民館活動 の推進 (公民館)	<p>○課題の再認識につながるまでの学習の発展段階(公民館の様々な事業への参加→仲間づくりの楽しさや生きがいの発見→日常生活の拠点である『地域』の認識→住民同士の共同学習や相互学習の体験を通じた身近な課題への気づき)を意識した公民館活動や, 地域の魅力をテーマとした公民館活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部公民館では, 近隣中・高等学校の教員による講座や中高生によるシニア向けスマホのお悩み相談などを実施した。また, 地域の保護者向けの学習活動として, 性教育をテーマにした家庭教育講座や成人学級などを開催した。 <p>◆新型コロナウイルス感染症5類移行後は, コロナ禍前と同様に実施した事業がある一方, 飛沫等による感染が心配される事業については, 実施を見送った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部公民館では, 成人教育事業等で地域の方を講師迎えての講座や, 近隣中学校と連携しての事業を実施する等, 地域との連携を進めることができた。また, 子育てセミナーなど家庭教育を通じて, 不安や悩みの軽減, 地域での仲間づくりの一助となるような講座を実施した。 ・北部公民館では, 生物多様性を親子で学ぶ事業などを実施した。また, 地区協議会との協働により地域の見どころを紹介する事業, 神代中学校の学区域を中心に活動している起立性調節障害の親の会との連携事業等, 地域団体との協働・連携事業を実施した。 <p>○各種講座, 教室等公民館主催事業の一部では, 会場による開催と併せてオンラインにより実施した。</p> <p>○地域文化祭の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部公民館では, プレ文化祭を開催し, サークル活動の見学・体験を通じ, 会員獲得などサークルの支援を図るとともに, 地域の活動を紹介する公開講座, 近隣中・高等学校との連携による催し, YouTubeや館内のモニターを活用し, 文化祭の宣伝, サークル活動の紹介などに取り組んだ。 ・西部公民館では, 開館40周年を記念したイベントや各種事業, 展示等を実施するとともに, 明治大学附属明治高等学校や福祉資源等, 地域における活動を紹介するコーナーを継続して設置した。併せて, 飲食を伴う料理サークルの活動を再開するなど, コロナ禍前に近い内容で実施した。 ・北部公民館では, NHKドラマ出演者の講師と, 多文化共生について学ぶ国際理解公開講座を開催するとともに, 折り紙サークルなどが体験教室を4年ぶりに実施した。ポニーの乗馬体験を実施した日は, 一日のイベントとして最も多い563人が来館した。 (東部・西部・北部文化祭観覧者数4, 544人)
32	市民の読書・調 査活動への支援 (図書館)	<p>○第4次調布市子ども読書活動推進計画(令和5年度~令和8年度)の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達段階に応じた読書活動を支援するための取組を実施するなど, 子どもの読書活動を計画的に推進した。 ・中・高校生世代に対するアンケート調査を実施した。 <p>○I Cタグシステムの導入に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館サービスの向上を図るため, I Cタグシステムの導入に向けた検討を行い, 令和6年度予算の確保等, 取組を進めた。 <p>○多様なサービスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育成に係る団体や施設に対し, 利用案内や推薦図書リストを配付し, 団体の利用を促進した。 ・読書会へテキストの貸出を行い, 市民団体の読書活動を支援した。 ・障害のある児童等を対象に, 絵本・布の絵本の読み聞かせを実施し, 子どもの心の成長を促した。 ・中学生対象に「ぶちねこ便」を発行し, 中学生の読書への関心を高めた。 ・初めての方のための読書会や毎月の読書会を行い, 市民の読書活動を支援した。 ・第51回調布樟まつりを開催し, 市民の集会活動や読書活動を支援をした。 ・宅配の利用は全体として増加傾向にある。 ・「布の絵本製作養成講座」を開催し, 蔵書となる布の絵本の製作・修理の担当者を養成した。 ・「音訳者養成講座(初級)」を開催し, 音訳者の養成を行った。 <p>○図書館公式X(旧Twitter)による情報提供の開始</p> <p>○図書館に関するアンケート調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後, より多くの方に図書館が利用されるよう, 図書館運営に活用するため, 利用者・未利用者のニーズを把握した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
29	市民、社会教育関係団体等の活動への支援 (社会教育課、公民館)	<p>○学校施設の開放</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設開放における運営委託費について、公費の適切な執行の観点から、執行に際しての留意点等に関する周知を継続していく。また、安全面の観点から、地域運動会などの運営委員会が実施する事業では、傷害保険及び賠償責任保険の加入を徹底する。 <p>○学習グループ、社会教育関係登録団体、公民館登録団体の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学習グループが実施する公開講座において、引き続き広報活動や講師謝礼等をサポートし、グループ活動の活性化を図っていく。新規申請グループ拡大のため、周知・募集期間を十分確保し、広報活動及び情報収集に努める。 ・社会教育関係登録団体活動事業補助金の交付及び広報活動の支援等、社会教育関係登録団体への支援を引き続き行う。 ・各種教室の開催、成人学級等の募集、公民館登録団体との共催事業の実施などを通じて、公民館登録団体の新規登録・育成・拡充に向けた支援を継続する。 ・各学習グループが実施する公開講座における開催形態については、対面方式とオンラインの併用、オンラインのみも可とし、開催に係る通信費についても、新たに支援の対象とする。 <p>○地域の学習拠点及び地域交流の場としての機能を維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館を利用する市民の自主的な学習活動を通じて、仲間づくり、地域づくりを支援する。 ・公民館施設の使用料の免除、共催事業の実施、公民館だよりでの活動紹介や会員募集の告知などを通じて、公民館登録団体の活性化を支援する。 ・公民館主催事業から派生した学習グループの育成、公民館登録団体の組織化を支援する。 ・安全で快適な学習環境を維持するため、老朽化の進む施設の適切な維持管理を継続する。
30	障害のある方の社会体験活動への支援 (社会教育課)	<p>○様々な社会体験活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方へ社会性を学ぶ機会を提供するため、事業を継続していく。 <p>○ボランティアスタッフの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「遊 i n g」及び「杉の木青年教室」におけるボランティアスタッフの充実を図るため、市報や調布FM等でボランティアスタッフ募集の周知を行っていく。また、ボランティアスタッフの高齢化による登録削除や、継続参加可能なボランティアスタッフが増加しないこと等の課題があるため、引き続き、市報、ホームページ及び障害者スポーツボランティア情報のポータルサイト「TOKYO障スポ&サポート」等で募集の周知を図り、ボランティアスタッフの確保に努める。 ・より安全な運営体制を整えるため、支援するボランティアスタッフの拡充に取り組む。
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進 (公民館)	<p>○引き続き、課題の再認識につながるまでの学習の発展段階（公民館の様々な事業への参加→仲間づくりの楽しさや生きがいの発見→日常生活の拠点である『地域』の認識→住民同士の共同学習や相互学習の体験を通じた身近な課題への気づき）を意識した公民館活動を推進する。</p> <p>○市民の学習意欲に応える事業のみならず、登録団体との共催事業、地域との連携事業、地域の魅力を再認識できる事業、地域課題や生活課題を題材にした事業のほか、利用団体への支援、各種連絡会、地域文化祭の開催などを通して、地域に根差した公民館活動を推進する。</p> <p>○主催事業においては、施設の特徴や地域性などを踏まえながら、5つの学習分野（青少年教育、高齢者教育、家庭教育、成人教育、国際理解教育）を主軸とした事業展開を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部公民館では、登録団体や地域との連携による事業を展開し地域交流の活性化を図る。 ・西部公民館では、環境や防災など地域課題に取り組むとともに、家庭教育や平和事業の充実を図る。 ・北部公民館では、地域団体と協働で実施する事業や青少年事業の充実に取り組む。
32	市民の読書・調査活動への支援 (図書館)	<p>○ICTタグシステムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度中に、ICTタグシステムを導入することにより、自動貸出機や予約本受取コーナーによるセルフサービス化を進め、利用者のプライバシーに配慮しつつ、便利で快適に利用できる図書館サービスを提供する。 ・より質の良いサービスを全館で提供するため、図書館利用登録時の利用者への説明動画を作成する。 <p>○利用支援サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き障害のある児童等がお話の世界を楽しみ、心の成長に資する事業を実施する。 ・利用支援（旧ハンディキャップサービス）の存在を多くの市民に周知するようPRに努めるとともに、録音図書・点訳資料などの作成・提供、宅配サービスなどを行っていく。 <p>○第4次調布市子ども読書活動推進計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づき、子どもの読書環境の整備、読書活動の支援に取り組む。 ・中学・高校生世代に対し、市内公立・私立学校及び青少年施設と連携し、積極的に利用促進を働きかける。

令和6年度 点検・評価シート(令和5年度振返り)

施策	10 地域ゆかりの文化の保存と継承	施策主管 課長	郷土博物館長 早野 賢二
----	-------------------	------------	-----------------

1 施策のねらい(PLAN)

地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより、次の世代に継承し、ふるさと調布に対する愛着を育みます。

2 背景(PLAN)

●調布市には、郷土の歴史や文化、自然、美術に関する様々な資料を収蔵・展示している郷土博物館と、明治から昭和にかけ文学や美術をはじめ幅広い分野で活躍した武者小路実篤の生涯と業績を紹介する武者小路実篤記念館の2つの博物館があります。これらの博物館には、収集、保存、調査・研究、展示・普及を軸とした基本機能を発揮し、蓄積された知見を発展的に未来に生かす役割が求められています。

●調布市には、平成29年9月に国宝指定された深大寺銅造釈迦如来倚像（通称白鳳仏）、国史跡の下布田遺跡、深大寺城跡、国登録有形文化財（建造物）である旧武者小路実篤邸や真木家住宅などの文化財のほか、未指定の貴重な歴史・文化遺産もあり、それぞれ保存や整備、活用に向けた取組を進めています。また、下布田遺跡は、南関東では数少ない縄文時代晩期の重要な遺跡として評価され、昭和62年5月12日に国指定史跡に指定されました。調布市教育委員会では、平成31年3月に「史跡下布田遺跡保存活用計画」を、令和3年3月に「史跡下布田遺跡整備基本計画」を策定し、国庫補助事業として史跡公園化を推進しています。令和4年度は、史跡整備に市民意見を反映させるため、「下布田遺跡史跡整備市民ワークショップ」を実施したほか、学識経験者、調布市文化財保護審議会委員、地域住民、布田小学校長、市職員で構成する「国史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会」を開催し、基本設計の策定に取り組みました。

●新型コロナウイルス感染症の影響により入館制限や臨時休館を余儀なくされる中、人が集い、実物に触れ、対話する体験の重要性が再認識されました。また、インターネットを通じた収蔵資料データの公開や普及啓発プログラムの提供等は、集積された資料や蓄積された情報の価値を多くの人々と共有し、博物館が社会的役割を果たす上で、必要かつ有効であることが確認できました。このような社会背景の中で、博物館は、令和5年4月施行の「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨も踏まえながら、新たな役割、事業の展開をより一層推進していく必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
33	文化財の保存及び活用 (郷土博物館)	調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の保存・活用に努めるとともに、それらを積極的に活用・公開します。また、国指定史跡である下布田遺跡及び深大寺城跡、国登録有形文化財である旧武者小路実篤邸や真木家住宅など、調布市を特徴づける貴重な文化財については、これらを活用した市民の主体的な学びや活動が、より一層発展するよう取組を進めます。国史跡下布田遺跡整備事業では、令和9年度中の開園を目指し、ハード面の取組を推進するほか、史跡の保全や活用の「担い手づくり（ボランティアの育成）」の取組を進めます。
34	地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開 (郷土博物館、図書館)	郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等に触れることで知的好奇心が満たされ、歴史資料や文化に出会った感動が、身近な地域を再認識するきっかけとなり、郷土に愛着と誇りを感じることでつながっていくよう、資料の収集、保存、調査・研究、展示・普及の取組を進めていきます。また、「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、博物館事業が、「多様な主体との連携・協力」、「文化観光」の視点からも実践され、地域の活力の向上に寄与できるよう努めます。郷土博物館では、郷土の歴史・文化に関する資料の収集、保存、調査・研究を行うとともに、展示、講座・講演会、見学会等を実施することで、身近な歴史・文化に触れる機会を提供します。また、収蔵資料情報のデータ登録・公開等を推進します。武者小路実篤記念館では、実篤研究の情報収集発信基地として、広く事業や収蔵品情報を提供する情報提供システムの機能を充実させるとともに、実篤を核として記念館が有する文学・美術・歴史に関する豊富な文化資源を活用した多様な事業を提供します。図書館では、名誉市民である水木しげる氏の作品など、地域ゆかりの資料を収集・保存し、市民に提供していきます。また、市内の映画・映像関連企業と連携・協働するなど「映画のまち調布」の特色を生かした事業展開にも取り組んでいきます。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R8年度)	基準値 (ブラ策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
郷土博物館・実篤記念館の入館者数・事業参加者数（実篤公園利用者を含む）	55,000人	41,014人	51,985人	-	-	-

評価結果		評価理由
A	S 実施した取組において顕著な成果が得られた。	○郷土博物館では、史跡下布田遺跡整備事業における史跡公園及びガイダンス施設の実施設計の作成、市民ワークショップの開催、ヤギによる除草と環境学習イベントの開催、近隣小学校と連携した事業の実施に加え、郷土博物館公式X(旧Twitter)や市公式YouTubeを活用した情報発信を積極的に行った。武者小路実篤記念館では、実篤研究の情報収集発信基地として、春・秋の特別展、学校連携事業、調査・研究事業などを実施し、地域ゆかりの著名人の功績を活かした魅力発信を行った。図書館では、名誉市民水木しげる氏の作品など、地域ゆかりの著名人の功績を活かした魅力発信を行うとともに、東京現像所の展示等、市内の映画・映像関連企業と連携・協働し、「映画のまち調布」の特色を生かした事業展開を行った。各館における、工夫を凝らした事業展開を通じて、地域ゆかりの文化の保存と継承の取組を推進できたため。 ○成果指標については、目標値には至らなかったものの、積極的な情報発信と工夫を凝らした取組を通じて、基準値を上回ることができたため。
	A 実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C 実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D 実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
33	文化財の保存及び活用 (郷土博物館)	<p>○文化財の保存・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財保護審議会及び教育委員会における審議を経て、新たに市教育委員会所蔵の「染地遺跡第128地点出土小銅鐸」を市指定文化財に指定した。また、市史跡「飛田給薬師堂境内行人塚」管理用器具設置事業に対して、市文化財保存事業費補助金を交付した。 調布市郷土芸能祭ばやし保存会との共催で「第64回調布市郷土芸能祭ばやし保存大会」を開催した。 「東京文化財ウィーク2023」企画事業として、文化財講演会「染地遺跡～地下2mの世界 多摩川低地の大遺跡～」や文化財見学会「深大寺から史跡深大寺城跡へ」、文化財ウォーク「染地遺跡をめぐる～多摩川沿いの遺跡～」を開催した。 貴重な縄文遺跡を持つ多摩5市(調布市, 東村山市, 国分寺市, 国立市, 西東京市)で連携し、縄文の魅力・歴史的意義をPRし、地域振興及び広域観光の推進に努めることを目的に、スタンプラリーを実施した。 <p>○国史跡下布田遺跡の整備・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 史跡下布田遺跡整備事業では、下布田遺跡史跡整備市民ワークショップや国史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会における意見交換, 検討を重ね令和4年度作成の基本設計を基に史跡公園及びガイダンス施設の実施設計を作成した。市民ワークショップを全7回開催し, 史跡を活用した事業を企画, 実施し, 地区協議会等と連携し, 地域の活力の向上に資する積極的な取り組みを展開した。 史跡下布田遺跡の周知啓発及び維持管理としてヤギによる除草を2か月間導入し, 期間中に環境学習イベントを開催するなどの取組により史跡を広く周知した。日常的な管理及び運用にあたっては, 市民ワークショップの参加者や市社会福祉協議会からの協力を得て継続的に実施した。 史跡下布田遺跡を題材とした布田小学校第4学年との学校連携事業の取組を継続し, 令和5年度は「下布田遺跡をすてきな公園に!」というテーマで, 将来の史跡公園にあってはよいものの検討や, 周知用ポスター制作, 整備事業に充てるための募金活動等, 幅広い取組の展開があった。
34	地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開 (郷土博物館, 図書館)	<p>○郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等を生かした事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 郷土博物館では, 企画展「中川平一作品展 風景画でたどる調布のいまむかし」, 「発掘された染地遺跡～多摩川低地のムラ～」を開催し, 市内在住の画家である中川平一氏の描いた風景画や染地遺跡第128地点の出土遺物を紹介した。中川平一作品展の関連事業では, 画家本人によるギャラリートークを開催した。 小学校第3学年を対象とした郷土学習展館外授業(学芸員による出前授業)を18校, 30回実施したほか, 新たに調布市に赴任した小・中学校教員を対象とした初任者研修の受け入れを行った。 勾玉づくりやしめ飾りづくりを親子で体験する「子どもはくぶつかん」事業のほか, 武者小路実篤記念館や公民館などの市内施設を会場とした共催展示・普及事業を開催した。 失われるおそれのある郷土の歴史・文化の記録作成として市内祭礼の記録撮影を行った。 郷土博物館公式X(旧Twitter)を活用し, 郷土博物館の事業や活動, 郷土の歴史・文化遺産に関する情報発信を行った。市公式YouTubeチャンネルに郷土博物館の所蔵する古写真や作品を活用して制作した動画「調布今昔写真館～中川平一さんの風景画と古写真でたどる調布～」, 「調布今昔写真館 甲州街道編」を公開した。 令和4・5年度にご寄贈いただいた中川平一作品172点の収蔵資料データベースへの登録・公開など, 資料の保存, 価値や魅力の発信に取り組んだ。 図書館では, 「地域」や「映画」にちなんだゆかりの資料を収集し, 利用に供するとともに, 保存のためのデジタル化を行った。また, 館内では「水木しげる氏関連資料」を展示した。 「映画のまち調布 シネマフェスティバル2024」では, 『出張! 映画資料室「東京現像所という仕事」』の展示を行った。分館では上映作品の関連作品を集めてコラボ展示を行った。 <p>○武者小路実篤記念館を中心とした事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 春の特別展「武者小路実篤の1923年」では, 関東大震災が発生した年であると同時に『白樺』の終刊や初めての子を得るなど実篤にとって禍福の大きな年であった1年間を掘り下げて紹介した。秋の特別展「武者小路実篤の本をめぐる物語」では, 文学作品の内容とは別に本そのものに注目し, 実篤の本に対するこだわりや出版をめぐる事件など, 一冊一冊の物語の紹介とあわせて, 時代背景や実篤の交友関係を読み解き, 記念館開館以来37年間の資料収集活動の成果を披露した。 学校との連携事業では, ホームページの「学習サポート」ページにおいて, 授業に利用しやすいよう短くまとめた実篤公園の自然解説動画4本を公開した。また, 4年ぶりに実施された中学生職場体験事業の受け入れを行った。 調査・研究事業では国文学研究資料館が実施する近代文学者草稿のデジタル化プロジェクトに参画し, 収蔵する実篤の自筆原稿のうち, 177点(原稿総枚数3, 838枚)を撮影した。令和6年4月に国文学研究資料館の「国書データベース」にて公開される予定となっている。 施設の維持管理・運営においては, 令和5年11月28日から令和6年1月19日まで照明設備改修工事ほか排水ポンプ交換など館内設備改修工事に伴い臨時休館した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
33	文化財の保存及び活用 (郷土博物館)	<p>○文化財の保存・活用</p> <p>調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の保存・活用に努めるとともに, それらを積極的に活用・公開する。また, 国指定史跡である下布田遺跡及び深大寺城跡, 国登録有形文化財である旧武者小路実篤邸や真木家住宅など, 調布市を特徴づける貴重な文化財については, これらを活用した市民の主体的な学びや活動が, より一層発展するよう取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の指定・登録, 郷土芸能の保存・継承 東京文化財ウィークへの参画による文化財の公開機会の拡大, 講演会等の実施 国登録有形文化財真木家住宅の保存・活用 <p>○国史跡下布田遺跡の整備・活用</p> <p>国史跡下布田遺跡整備事業では, 令和9年度中の開園を目指し, ハード面の取組を推進するほか, 史跡の保全や活用の「担い手づくり(ボランティアの育成)」の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国史跡下布田遺跡整備事業の推進, 市民ワークショップを通じた「担い手づくり」の取組
34	地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開 (郷土博物館, 図書館)	<p>○郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等を生かした事業の展開</p> <p>郷土博物館では, 郷土の歴史や文化に関する資料の収集, 保存, 調査・研究を行うとともに, 令和6年度に開館50周年記念事業を実施するほか, 学校教育の学習内容に即した展示や出前授業等, 学校と連携した教育普及事業を推進する。また, 「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ, 博物館事業が, 「多様な主体との連携・協力」「文化観光」の視点からも実践され, 地域の活力の向上に寄与できるよう取り組む。</p> <p>図書館においては, 引き続き地域ゆかりの資料を収集・デジタル化し, 各種テーマの展示で活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 深大寺地区や市内に点在する歴史・文化資源を活用した「文化観光」の取組 多様な主体との連携・協力による地域の活力の向上に資する博物館事業の推進 収蔵資料データベースの整備・公開, 公式YouTubeチャンネルやSNSを活用した情報発信 学校教育の学習内容に即した展示や出前授業等, 学校と連携した教育普及事業の実施 失われるおそれのある郷土の歴史・文化の記録作成 地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等の展示・普及事業の推進 <p>○武者小路実篤記念館を中心とした事業の推進</p> <p>武者小路実篤記念館では, 実篤研究の情報収集発信基地として, 広く事業や収蔵品情報を提供する情報提供システムの機能を充実させるとともに, 実篤を核として記念館が有する文学・美術・歴史に関する豊富な文化資源を活用した多様な事業を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開 情報提供システムのリニューアルと運用 実篤公園の整備と, 実篤記念館とのより一体的な事業展開の検討 武者小路実篤記念館の維持管理・運営

5 点検・評価についての有識者からの意見

5 点検・評価についての有識者からの意見

令和6年7月16日(火)に点検・評価について、2人の有識者から次のとおり意見書の提出があった。

なお、意見書の内容は、有識者会議の時点における点検・評価の評価シート(案)に対する意見・指摘となっており、本書22ページから53ページにわたって記載している点検・評価の各シートは、本意見書の指摘・意見を踏まえて一部修正・追記を行ったものである。

(1) 東京純心大学名誉教授 吉澤 良保

施策について

○総評

中央教育審議会(令和3年1月)が言う「ソサエティ5.0」では日本型学校教育の構築を求めて止まない。それは多様な課題解決を図る上で行政が主体となり施策を立案し、持続可能な社会における新しい価値を生み出していこうとするプッシュ型の施策の推奨である。また、企画立案・実施では担当部局関係者が児童・生徒、保護者、地域の人々の意見を聴取しプル型行政の展開を期待する。(施策7・施策8・施策9はそうした事例である。)また、全国の義務教育学校の通信環境を整備する「GIGAスクール構想」がスタートしてから令和7年度は早くも児童・生徒用端末の更新時期となる。前向きな施策(活用率の調査、器種選定の委員会設置、意見交換会の日程調整、実践事例集の紹介・配布など)には万全を尽くすことが急務である。加えて小学6年生と中学3年生対象に全国一斉に実施される学力・学習調査も2027年度よりオンラインで実施される予定もあり「端末更新で自治体・学校・教師間」における格差が本市においては生じないように要望する。

○施策1 豊かな心の育成 について

「自助・共助・公助」の意識を醸成、そして命を大切にしている教育の推進が実践されている。加えて、いじめは人間として絶対に許されない人権侵害である点を強調する「人権教育プログラム」「いじめ総合対策」の資料を活用した校内研修会が各校で実践されている。また、東京都が示す、いじめに関する相談先一覧を新たに作成し、市内の全児童・生徒、保護者等に配布して意識の喚起を図り、いじめ・児童虐待の未然防止に努めている。さらに子ども家庭支援センター「すこやか」と連携を図り、要保護児童・生徒の実態に即した支援を展開している。

○施策2 確かな学力の育成 について

個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け長期欠席児童・生徒への1人1台端末を活用したオンラインでのハイブリッド授業を展開している。また、地域学校協働本部を活用しての放課後学習教室や授業補助支援、ICTを活用した授業実

践が継続して実施できるよう支援員の配置を工夫し教員の指導力向上を図っている。また、オリンピック・パラリンピック教育で培った障害者理解，国際理解，ボランティアマインドなどの資質を「学校2020レガシー」として次世代へ継承していこうとする市教委の姿勢は「目に見える形」での確かな学力形成であり評価に値する。

○施策3 健やかな体の育成 について

小・中学校に一流アスリートを招聘する出前講座の実施やプロスポーツ選手との交流授業を通じて豊かなスポーツライフを目指そうとする意欲喚起の工夫をしている。また，新規に食育推進連絡協議会を設置するなど健康3原則である「調和の取れた食事，適切な運動，十分な休養・睡眠」という基本的な生活習慣が身に付くように民間企業や地域と連携しての体育活動を展開するなど，Tokyoスポーツライフ推進指定地区としての特色化が図られており評価できる。

○施策4 個に応じたきめ細かな支援 について

全ての児童・生徒が輝き自己の能力を発揮できる学校生活を保障するためにインクルーシブ教育，特別支援教育の推進が適切に実施されたり，不登校児童生徒支援プロジェクトSWITCHが実施されている。とくに小学生対象の適応指導教室「太陽の子」や分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」は評価できる。また様々な家庭環境に置かれている児童・生徒に対しても就学援助支援，ヤングケアラー支援を関係諸機関と協力して継続的に対応している。加えて，通常の学級では，特別な支援が必要な児童・生徒に対して「スクールサポーター等の人的支援による対応」「通級による指導」「知的障害学級の指導」が必要な児童・生徒の数による個別指導計画作成率もプラン策定時に比べて高くなっており評価できる。

○施策5 魅力ある学校づくりの推進 について

令和3年度にコミュニティスクール導入に向けての地域学校協働本部を28小・中学校に設置し，令和5年度には第三小学校，上ノ原小学校，第五中学校の3校に学校運営協議会が設置され，令和6年度に小学校9校，中学校3校へと拡大させようとしている動向が確認できる。そのため，施策である「社会に開かれた教育課程」を具現化する中学校学校選択制の実施に向け，児童と保護者のニーズの実態把握を継続して調査検討していくことが肝要である。一方，市内の小中学校の「教職員の働き方改革」にあっては小学校での副校長補佐，エデュケーション・アシスタント，スクール・サポート・スタッフの全校配置，中学校での部活動指導員の追加配置の人的支援を実施しており評価できる。

○施策6 安全・安心な学校づくりの推進 について

「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル」に基づく，事故防止と緊急対応を骨格とする誤食事案防止に向けアレルギー対応専用調理室を計画的に整備し

ている。また、「食物アレルギー対策10年のあゆみ」を踏まえた各種研修・訓練を継続し、保護者への啓発、教職員の意識・知識・技能向上を図っており評価できる。また、通学路に設置した防犯カメラの維持管理と通学路表示板の更新、通学路マップの作成と配布による啓発、通学路見守り員の配置、子どもの緊急避難場所「こどもの家」を設置するなど安全確保と安全教育が適切に実施されており評価できる。

○施策7 学校施設整備の推進 について

温室効果ガスの排出を全体として無くす「2050年ゼロカーボンシティ調布」を標榜し、学校施設の校内照明器具LED化改修を実施している。また「調布市公共施設マネジメント計画」と「調布市学校施設設備方針」に従った安心・安全で快適な教育環境の整備更新の一端が見える。しかし、温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにするには市内だけの対応では達成は難しいのではないかと。よって具体的に市内で何トン削減、他の自治体を資金援助して森林資源の整備事業への資金援助で何万トンの削減を継続すれば「全体」として削減できる、といった戦略上の数値目標を示す必要がある、と考える。

○施策8 青少年の育成 について

半世紀に及ぶ歴史をもつ、地域で活躍できる青少年の健全育成を目的とした「小学生対象のジュニアサブリーダー講習会」「中学生対象のジュニアリーダー講習会」「高校生学齢を対象としたシニアリーダー講習会」を脈々と実施していること。加えて各種講習会修了者が新たに多様な人材育成の場を鋭意、企画するなどし、次世代を担う社会の一員を育成するというプッシュ型育成が「目に見える形」でブル型育成に変容している状況は注目に値する成果であり、敬意を払うに値するものである。加えて、施設の老朽化に伴う「八ヶ岳少年自然の家」の改修工事と新たに選出された指定管理者のもとでの講習内容の充実が期待される。

○施策9 生涯学習社会への対応 について

地域の魅力や課題を再認識できる公民館活動（様々な事業に参加し、仲間づくりの楽しさや生きがいを発見する。そして日常生活の拠点となる「地域」を再認識することで、住民同士の共同学習や相互学習の体験を通して身近な課題に気付こう）として多様な活動や情報発信を行っており評価できる。とりわけ北部公民館での「親子で学ぶ生物多様性事業、神代中学校校区を基盤に活動する起立性調節障害の親の会との連携事業、東部、西部公民館でも近隣中学校・高校と連携した多様な活動を展開しており3公民館の文化祭観覧者数が四千五百人を超えている。

○施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承 について

「東京文化財ウィーク2023」企画事業である（文化財講演会）「染地遺跡～地下2mの世界 多摩川低地の大遺跡～」、（文化財見学会）・「深大寺から史跡深

大寺城跡へ」, (文化財ウォーク)「染地遺跡をめぐる～多摩川沿いの遺跡」を開催するなどしている。郷土博物館では史跡下布田遺跡整備事業として史跡公園・ガイド施設の実施設計の作成, 市民ワークショップの開催, ヤギにより除草と環境学習イベントの開催, 近隣小学校と連携した事業の実施, 郷土博物館公式X(旧Twitter)や市の公式YouTubeを活用した情報発信などを積極的に行っており評価できる。

(2) 帝京大学教育学部初等教育学科教授 赤堀 博行

施策について

○総評

令和2年4月に東京をはじめ都道府県に緊急事態宣言が発せられ、特定警戒都道府県に位置付けられて以来、3年余りが経過し、昨年、令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられた。この間、行動制限による経済活動の停滞、雇用の縮小などが問題視された。そして、学校教育を中心に当たり前のように行われていた集団行動も大きく制限され、感染防止の一方で児童・生徒の学習機会の確保、リモート授業の試行など、教育委員会をはじめとする学校関係者の創意工夫が期待された。

調布市教育委員会（以下「市教育委員会」）は、このような状況下でも、児童・生徒の健康保持を第一に、学習機会の確保、リモートによる教育相談体制の構築などへの尽力を惜しまなかった。社会教育においても、リモートを活用するなどして市民とのコミュニケーションを図ってきた。コロナ禍の取組が平常時に比較すれば、規模の縮減は当然であるが、市教育委員会の努力が令和5年度の事務事業の成果を得るに至った。

市教育委員会は、コロナ禍を経た不登校児童・生徒数の増加、対面・集団活動の回復によるいじめの認知件数の増加などの問題に対応するための取組を周到に行った。これらの問題解決の基盤となる人権教育、教職員の人権意識の高揚にも努めている。また、個別最適な学び、協働的な学びを重視した基礎的知識・技能の定着にも力を入れている。そして、不登校児童・生徒の対応、障害のある児童・生徒への対応など、個に応じたきめ細かな支援の充実もうかがえる。併せて、GIGAスクール実現に向けた環境整備を余念なく推進している。さらにコロナ禍を経て、人々の健康保持、体力向上が重要視される中で、健やかな体の育成や食物アレルギー対策などにも適切に対応している。

社会教育においても、各公民館が特色ある活動を行えるようなネットワークの構築や財政的支援、地域コミュニティの展開を意図したリーダーの育成など、これまで市教育委員会が継続していた事業が、コロナ禍以前の状況を回復している。さらに、多種多様な文化財を有する調布市の強みを生かした、数々の取組が成果を上げている。

これらの良さを、市内外にアピールすることも重要である。取組実績、取組成果について、指導・助言、支援・援助の具体を示すようにすることが肝要である。

各課、各所のこれまでの取組実績、取組成果を今後に向けて拡充、充実することを期待したい。

○施策1 豊かな心の育成 について

生命を大切にする教育の根本は、かけがえのない生命を尊び、自らもまた多く

の生命に生かされていることに素直に答えようとする心を育てることであり、人格の完成の基盤となるものである。豊かな心を育む施策として「命を大切にする教育の推進」を第一に掲げて、児童・生徒が自らの生命を自ら守ることができるようになることを基本に、教員も含めた自他の生命を尊重することを意図した施策が意図的、計画的に行われていることは意義深い。学校における生命を大切にする心を育む教育は、全教育活動を通して行うものであることを考慮すると、各学校で行われている授業の教育課程上の位置付けなど、その概要を取組実績に示したい。

人権課題が多様化する中で、児童・生徒に加えて教員の人権意識の涵養を計画的に実施したことは評価できる。人権課題のうち特に「子ども」を対象に、いじめの防止を視点とした取組を行ったことは適切である。なお、「いじめ」は悪行であるが、その要因は多種多様である。重大事態に関する研修を含んだ年間3回の授業について、括弧書きに加えてその具体についての説明があるとよい。また、昨今特に注目されている「LGBTQ」といった性的マイノリティの人権について特化した取組なども求められる。

「いじめ」防止に関する取組は、多岐にわたることが考えられるが、人権教育の推進にも示されており、その位置付けについては再考することも考えたい。また、幼児・児童を死に至らしめる事案も少なくない児童虐待への対応も、いじめ同様に多岐にわたるが、子どもたちの人権に関わることであり、事業への位置付けについて考えたい。

人格の基盤である道徳性を養う道徳教育の推進を、主要事業として取り上げていることは適切である。特別の教科化から小学校は8年、中学校は7年が経過しているが、引き続き各学校における授業改善は重要である。

指導主事による各学校に対する指導・助言が行われていることは大切なことであるが、指導・助言の概要についてもその具体例を示すようにしたい。

学習指導要領においては、児童・生徒の豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるために、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等の推進が示されている。表現や鑑賞の活動については今後の方向性に若干の記載はあるが、移動教室や修学旅行などの教育活動で行われた体験活動の具体を示したい。なお、地域の特性を生かした、多摩川を利用した自然体験活動についても例示があるとよい。

○施策2 確かな学力の育成 について

各教科等の指導を通して育成する資質・能力の育成がバランスよく実現することが求められていることを踏まえた基礎的知識・技能の定着を目指して、諸事業が展開されている。少人数による習熟度別指導は、指導の個別化につながるものであり、各学校に対する指導方法や教材等の指導は大切である。一方で、対話を

要とした協働的な学びも資質・能力の三つの柱の育成のために重要である。

異なる学校種の教育活動についての理解を深め、その理解を前提とした系統性のある指導が重視される中で、幼・保・小及び小・中連携を推進していることは意義深い。また、園児や児童の情報共有は、児童・生徒の社会的自立に向けた不登校児童・生徒に対する適切な支援を行う上で有効である。また、科学センターでの理数教育の充実、日本語指導による日本の生活に必要な知識を学び、日本語を使って行動する力を身につける指導の充実を図ったことも意義深い。

児童・生徒一人ひとりが端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すGIGAスクール実現のための環境整備を、周到に行ったことは評価できる。また、教員の働き方改革を考慮して、ICTの活用による業務改善システムの運用の充実に尽力したことは適切である。また、児童・生徒、教員のICT活用状況について調査し、施策の改善・充実に努めていることも重要なことと言える。

グローバルな人材育成のために、児童・生徒の英語力の向上に尽力していることは大切なことである。また、ALT活用の中で語学力・コミュニケーション能力に留まらず、異文化理解など国際感覚の育成を図っていることは適切である。さらに、東京五輪を契機としている東京2020レガシーの5つの資質について、各学校が重点化して行う具体的な活動に資する取組を行ったことは重要なことと言える。

学校図書館の活用推進については、引き続き有効な施策が展開されている。

○施策3 健やかな体の育成 について

国民が健康で明るく活力のある社会を作るために、週1回はスポーツを楽しむとする生涯スポーツの推進が重視されている。この基盤としての学校体育の推進、充実のために、児童・生徒の体力向上施策を展開したことは大切なことである。生涯スポーツの基盤は学校体育にあるものの、児童・生徒が社会に出てからの期間が重要であることから、関係団体、関係課との連携も不可欠である。体力向上事業がこのことを基底としているところが適切と言える。

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることが食育であり、学校の教育活動全体で行うものである。そのためには、各学校が全体計画を作成することが必須である。このことを基本として、全体計画に基づく指導を行ったことは大切なことである。また、学校給食を生かして、食文化を学ぶ機会を設定していることは興味深い。さらに、引き続き、食物アレルギー対策を周到に行っていることには敬意を表したい。

○施策4 個に応じたきめ細かな支援 について

一人一人が積極的に参加・貢献できる共生社会の実現のためには、障害のある者と障害のない者がともに学ぶことが必須であり、特別支援教育の果たす役割は重要になる。こうした基本的な考え方を基に、各学校の特別支援教育コーディネ

ーターの資質向上に努めたことは評価できる。また、関係諸機関との連携を図ることも必要なことである。都立特別支援学校との連携として、特別な配慮を必要とする児童・生徒の研修会の実施が記されているが、関係課や事業所との連携の具体を示すようにしたい。

我が国の不登校児童・生徒数は10年連続で増加している。学校に対する保護者の意識の変化や、コロナ禍による生活の乱れ、リモート教育の普及などが背景と言われている中、一人一人の状況に応じた支援が求められる。教育支援センターとしての役割を担っている「太陽の子」の環境整備や個に応じた支援・指導の充実に尽力したことは意義深い。また、魅力ある学校づくりを推進するとともに、保護者への支援、学びの多様化、学校分教室の充実や訪問支援・指導などの多様な対応ができるようにしていることは大いに評価できる。地域ネットワークとの連携については、取組実績としてその具体的な事例を示したい。

教育相談所における養育や教育に関わる相談について、相談者の立場を考慮した多彩な相談体制を整えていることは大切なことである。特に、来所相談では高い改善率を得たこと、就学相談では土曜日相談を継続することなどは評価できる。

○施策5 魅力ある学校づくりの推進 について

コミュニティスクールについては令和5年度に3校が開始、令和6年度は12校、7年度は13校が予定されている。他区市と比較して学校運営協議会の設置開始が遅いようにも思えるが、令和3年度までに全校に地域学校協働本部を設置し、地域人材を活用した教育活動の充実を図ってきた実績があることから、3年間で全校に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールとしてスタートすることができるものと考えられる。このことは、計画的な設置であり評価できる。また、教員や委員予定者への研修を計画的に行っていることは適切である。

同市内の学校であっても、児童・生徒の実態や地域の実情が異なれば、学校教育の方向性や具体的な教育活動は異なる。各学校は、自校の実態、学区の実情などを基に、特色ある教育活動を展開することが求められる。このことを重視して、各学校に特色ある学校づくり推進交付金を交付し、特色ある多様な教育活動の充実に寄与していることは意義深い。また、今次の学習指導要領においては、これからの学校には社会と連携・協働した教育活動の充実を求めていることから、このことも特色ある教育活動推進の視点とすることも考えられる。

中学校学校選択制も児童や保護者が十分に検討できるように計画的に進めていることは評価できる。学校選択に当たっては、前述の特色ある教育活動が観点となるようにすることが肝要である。

教職員の指導力向上についても、教員の本務である授業の充実を主眼として「授業改善推進プラン」に基づく指導助言に努めていることは評価できる。指導助言の方法についての記述があるとより分かりやすい。

児童・生徒や保護者をはじめ多様な人々と関わる教職員は、人権教育に関わる研修を受講することは必須であり、学校の全ての職層に課することが求められる。

社会の様々な課題解決が、学校教育に求められる傾向が少なくないことなどもあり、教職員の仕事量が増えている。このことを改善するために、校務支援システムの充実を図っていることは適切であり、さらなる創意工夫を期待したい。

○施策6 安全・安心な学校づくりの推進 について

成長期にある児童・生徒の健康の保持増進と体位の向上のために、学校給食が果たす役割は大きい。そのためには、安全で安心な給食の提供が必須である。市教育委員会は、このことを基盤として、食物アレルギーに対して食物アレルギー専門員の配置、食物アレルギー対応マニュアルの改訂など多様な取組を行っていることは称揚に値する。また、クライシスマネジメント及び関係諸機関との連携などが周到に行われており、大いに評価できる。

学校における安全教育は、生活安全、交通安全、災害安全に分類されるが、昨今、全国各地で被害が発生している自然災害に着目し、災害に適切に対応する能力の基礎を培う災害安全を重視した取組が行われている。保護者や地域住民とともに、防災安全を推進する取組は意義深い。また、学校における生活安全の確保を推進する学校危機管理マニュアルに基づく教育活動、セーフティ教室の実施なども適切に行われている。

また、交通安全や生活安全についても、関係機関との連携や「こどもの家」の確保などを図って通学路の安全対策を行っており適切である。合同点検の今後の拡充を期待したい。

学校の環境保全について、公共施設等マニュアルを遵守、周知して、学校に対するチェックリストの改善など環境安全に努めており適切である。また、各学校に対して感染症予防対策として、衛生指導を促していることも評価できる。

○施策7 学校施設整備の推進 について

計画的に一体型施設整備が進行していること、及び市を挙げて進めている温暖化対策が学校施設にも計画的に反映されており適切である。このような取組事例を学校における持続可能な社会づくりの担い手の育成にも生かしたい。

不足教室対策が計画的に進めていることや、児童・生徒の教育環境保全に配慮していることは適切である。

安心・安全で快適な教育環境の整備が計画的に進行していることは適切である。

○施策8 青少年の育成 について

各自治体は、保護者に対する学習の機会及び情報の提供を行う使命があることを鑑み、家庭教育セミナーの開催、その広報などに尽力していることは大切である。また、学校、家庭、地域社会の連携を深める情報誌の編集、発行は評価できる。

地域における異年齢の子どもたちのつながりが希薄化する中で、地域で活躍できる人材を育成するために、小・中学生、高校生を対象としたリーダー講習会の開催に尽力していることは意義深い。こうした講習会への参加については、各学校においても促したいところである。

青少年の交流の機会や場を、計画的に設定していることは適切である。「調布っ子“夢”発表会」は、子どもたちが地域の一員としての自覚を深める上で有効な取組であると言える。また、「二十歳のつどい」は、社会人として地域社会に参画しようとする意欲を喚起することにもつながることが期待される。八ヶ岳少年自然の家の整備により、学校教育以外の活用も促したいところである。

○施策9 生涯学習社会への対応 について

市民活動の支援のために、学校施設を組織的かつ積極的に開放することは大切なことである。また、公費の適正な執行を鑑み、各開放連絡委員会との連携のための取組が適正に行われたことがうかがえる。学習グループ主催の公開講座への助成、拡大、広報等も計画的に行われていることは適切である。さらに、地域の学習拠点としての公民館について、施設使用料や補助金の配慮、地域住民のニーズへの適切な対応、施設・設備の整備などを計画的に行っていることは評価できる。

障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者の社会活動に対する支援を、合理的配慮なども含めて計画的に行っていることは意義深い。これらの取組の継続、充実のためには、ボランティアスタッフの確保が必要であることから、募集についての工夫も考えられている。

体育やレクリエーションの活動を含め、市民が豊かな文化的教養を身につける社会教育の基点としての公民館活動を、各公民館が特色を生かしながら、多くの市民を対象として多様に展開されている。コロナ禍の各公民館の創意工夫、努力が公民館活動の活性化につながっているものと考えられる。引き続き各公民館の特色を生かした活動の充実を期待したい。

図書館業務の効率化のために、複数データの一括処理などが可能なＩＣタグシステムを導入することは、利用者へのサービス向上のために意義深い。第４次調布市子ども読書活動推進計画の１年目であったが、子どもの発達に段階に応じた支援の具体は、多様なサービスのうち子どもを対象としたものと推察できる。今後とも、市民、とりわけ児童・生徒への利用を促す取組が行われることを期待したい。

○施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承 について

縄文後期の遺跡としては都内唯一の下布田遺跡の整備・活用について、基本設計を基に市民の参加も求めながら進めたことが地域活力の向上につながっている

る。また、古墳時代から奈良・平安時代を中心とする大規模な集落遺跡である染地遺跡出土の小銅鐸を市指定文化財としたことを契機に、染地遺跡についても学校教育に生かすことを期待したい。さらに、市内の豊富な文化財についての理解を得るとともに、地域振興及び観光の推進のために行ったスタンプラリーは画期的であった。今後とも、多様な文化財の発掘、整備、活用を期待したい。

郷土博物館において、多様な企画展を開催したことは意義深い。また、学校教育への寄与も積極的に行っている。学校への出前授業だけでなく、市の歴史・文化に関わる事象を教員の初任者研修に郷土学習の館外授業を位置付けたことは、郷土への愛着を深める教育の充実を図るための格好の事例と言える。親子で参加できる体験活動も興味深い。さらに、図書館での多彩な展示などの取組、武者小路実篤記念館での特別展、学校との連携など工夫した取組がうかがえる。こうした取組の一層の充実を期待したい。

6 資料編

(1) 教育プラン（令和5年度～令和8年度）施策体系（施策，主要事業，主管課）



(※1) 全国学力・学習状況調査 (※2) 全国学力・学習状況調査の「課題解決に向けて，自分で考え，自分から取り組んでいたと思いますか」，「自分の考えを発表する機会では，自分の考えがうまく伝わるよう，資料や文章，話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」を合わせた平均値

プラン		
成果指標・目標値		
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】	「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合（※1）	小学校 100% 中学校 100%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】	全国学力・学習状況調査（国語・算数（数学））における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数 「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合（※2）	小学校 7pt 中学校 7pt 小学校 90.0% 中学校 90.0%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【学務課、指導室】	東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」における東京都（各学年・男女別）の体力合計点と調布市の体力合計点の比較 体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合（※3）	東京都の平均値を上回る （小学校・中学校） 小学校（男・女） 75.0% 中学校（男・女） 70.0%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室、学務課】 【指導室】	通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率	小学校 100% 中学校 100%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室、学務課】 【指導室】 【指導室、学務課】 【指導室、学務課】 【指導室、学務課、教育総務課】	コミュニティ・スクールの導入校数	28校 （市立小・中学校全校）
【学務課、指導室】 【教育総務課、指導室】 【学務課、社会教育課、教育総務課、指導室】	調布市防災教育の日の参加者数	30,000人
【教育総務課】 【教育総務課】 【教育総務課】	耐用年数を基本に、屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合	屋上防水 100%（102/102棟） 外壁 100%（102/102棟） 受変電設備 100%（28/28棟）
【社会教育課】 【社会教育課】 【社会教育課】	リーダー養成講習会（ジュニアリーダー講習会、シニアリーダー講習会、レクリエーション講習会）の参加者数及びジュニアサプリーダー講習会の修了証授与者数	360人
【社会教育課、公民館】 【社会教育課】 【公民館】 【図書館】	社会教育施設（図書館・公民館）の満足度（※4）	図書館 85.0% 公民館 80.0%
【郷土博物館】 【郷土博物館、図書館】	郷土博物館・実篤記念館の入館者数・事業参加者数（実篤公園利用者を含む）	55,000人

（※3）全国体力・運動能力、運動習慣等調査（※4）調布市民意識調査

		<p>について</p> <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度「調布市防災教育の日」の実施結果(概要)について 令和5年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 令和5年4月における市内小・中学校の事故等の報告について 令和4年度「調布市八ヶ岳少年自然の家」の指定管理者事業報告について 調布市郷土博物館の臨時休館について 調布市武者小路実篤記念館の臨時休館について 	— — — — — —
令和5年 6月30日	第6回 定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調布市立学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則 調布市図書館条例施行規則の一部を改正する規則 調布市社会教育委員の委嘱について 調布市公民館運営審議会委員の委嘱について <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 令和5年5月における市内小・中学校の事故等の報告について 令和5年度調布市「中学生職場体験」について 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の役員人事について 	可 決 可 決 可 決 可 決 — — — —
令和5年 7月28日	第7回 定例会	<p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年第2回調布市議会定例会について 令和5年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 令和5年6月における市内小・中学校の事故等の報告について 調布市八ヶ岳少年自然の家指定管理者の候補者の公募について <p>(諸報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度調布市社会教育委員の会議(4月～6月分)について 令和5年度調布市公民館運営審議会(4月～6月分)について 令和5年度調布市立図書館協議会(4月～6月分)について 令和5年度調布市文化財保護審議会(4月～6月分)について 	— — — — — — — —
令和5年 8月2日 8月3日	第2回 臨時会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について 令和6年度～9年度使用 調布市立小学校教科用図書の採択について <p>(協議題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の選定について 令和6年度～9年度使用 調布市立小学校教科用図書の選定について 	可 決 可 決 — —
令和5年 8月16日	第8回 定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(令和4年度振返り)(案)につい 	可 決

		<p>て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年第3回調布市議会定例会提出案件について ・ 調布市立図書館協議会委員の委嘱について <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年第2回調布市議会定例会報告資料の修正について ・ 令和5年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・ 令和5年7月における市内小・中学校の事故等の報告について ・ 令和5年度 調布市防災教育の日 実施結果報告書について 	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
令和5年 9月22日	第9回 定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則 ・ 臨時代理の承認について(調布市教育委員会職員の人事異動について) <p>(協議題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備に伴う基本計画(案)及び調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備PFI事業実施方針(案)について <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について <p>(諸報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度調布市立小学校プール開放実績報告について 	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
令和5年 10月27日	第10回 定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時代理の承認について(調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令) <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年第3回調布市議会定例会について ・ 令和5年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・ 令和5年9月における市内小・中学校の事故等の報告について ・ 令和4年度調布市立学校における児童・生徒のいじめ・不登校等の調査報告について ・ 調布市武者小路実篤記念館の臨時休館について <p>(諸報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度調布市社会教育委員の会議(7月～9月分)について ・ 令和5年度調布市公民館運営審議会(7月～9月分)について ・ 令和5年度調布市立図書館協議会(7月～9月分)について ・ 令和5年度調布市文化財保護審議会(7月～9月分)について 	<p>可 決</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
令和5年 11月6日	第3回 臨時会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年第4回調布市議会定例会提出案件について 	<p>可 決</p>
令和5年 11月24日	第11回 定例会	<p>(協議題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調布市不登校支援プラン(素案)に係るパブリック・コメントの実施について <p>(報告事項)</p>	<p>—</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 令和5年10月における市内小・中学校の事故等の報告について (諸報告) 令和5年度調布市「いのちと心の教育」月間の取組について	— — —
令和5年 12月22日	第12回 定例会	(議案) <ul style="list-style-type: none"> 調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令 調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (報告事項) <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 令和5年度市立小・中学校児童・生徒数及び学級数の推計について 令和5年11月における市内小・中学校の事故等の報告について (諸報告) 令和5年度地域運動会実施報告について 令和5年度調布っ子“夢”発表会実施報告について 	可決 可決 — — — — —
令和6年 1月26日	第1回 定例会	(議案) <ul style="list-style-type: none"> 調布市教育委員会表彰について (報告事項) <ul style="list-style-type: none"> 令和5年第4回調布市議会定例会について 令和5年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 令和5年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)被表彰者及び被表彰校の決定について 令和5年12月における市内小・中学校の事故等の報告について 令和5年度全国学力・学習状況調査における調布市の結果について (諸報告) 令和5年度調布市社会教育委員の会議(10月～12月分)について 令和6年調布市二十歳のつどい実施結果について 令和5年度調布市公民館運営審議会(10月～12月分)について 令和5年度調布市立図書館協議会(10月～12月分)について 令和5年度調布市文化財保護審議会(10月～12月分)について 	可決 — — — — — — — —
令和6年 2月5日	第1回 臨時会	(議案) <ul style="list-style-type: none"> 令和6年第1回調布市議会定例会提出案件について 	可決
令和6年 2月22日	第2回 定例会	(議案) <ul style="list-style-type: none"> 調布市教育委員会表彰について 調布市立学校学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について 臨時代理の承認について(東京都公立学校校長・副校長の人事について) 臨時代理の承認について(東京都公立学校教員の人事について) (報告事項)	可決 可決 可決 可決

		<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 令和5年度文部科学大臣優秀教職員表彰における被表彰組織の決定について 令和5年度東京都教育委員会職員表彰における被表彰者及び被表彰校の決定について 令和6年1月における市内小・中学校の事故等の報告について 令和6年度調布市立図書館の臨時休館について 調布市立図書館施設整備に向けた基本的な考え方について 	— — — — — —
令和6年 3月22日	第3回 定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調布市不登校児童・生徒への支援プラン(案)について 令和6年度調布市教育相談所事業計画(案)について 調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則 調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令 調布市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令 調布市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令 調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を改正する規則 臨時代理の承認について(調布市立学校学校歯科医の解職) 臨時代理の承認について(調布市立学校学校歯科医の委嘱) 令和6年度調布市公民館事業計画(案)について 令和6年度調布市立図書館事業計画(案)について 令和6年度調布市郷土博物館事業計画(案)について 調布市文化財の指定について 調布市郷土博物館の臨時休館について 臨時代理の承認について(調布市教育委員会職員の人事異動について) <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 令和6年2月における市内小・中学校の事故等の報告について 令和5年度における調布市の体力・運動能力・運動習慣等の調査(東京都)について 令和5年度児童・生徒の学力向上を図るための調査における調布市の結果について 令和7年度使用 調布市立中学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について 令和6年度調布市武者小路実篤記念館事業計画(案)について 	可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 — — — — — —

(3) 教育委員会事務局の概要（令和5年度）

令和5年度当初の職員数，当初予算額，組織体系図は以下のとおり

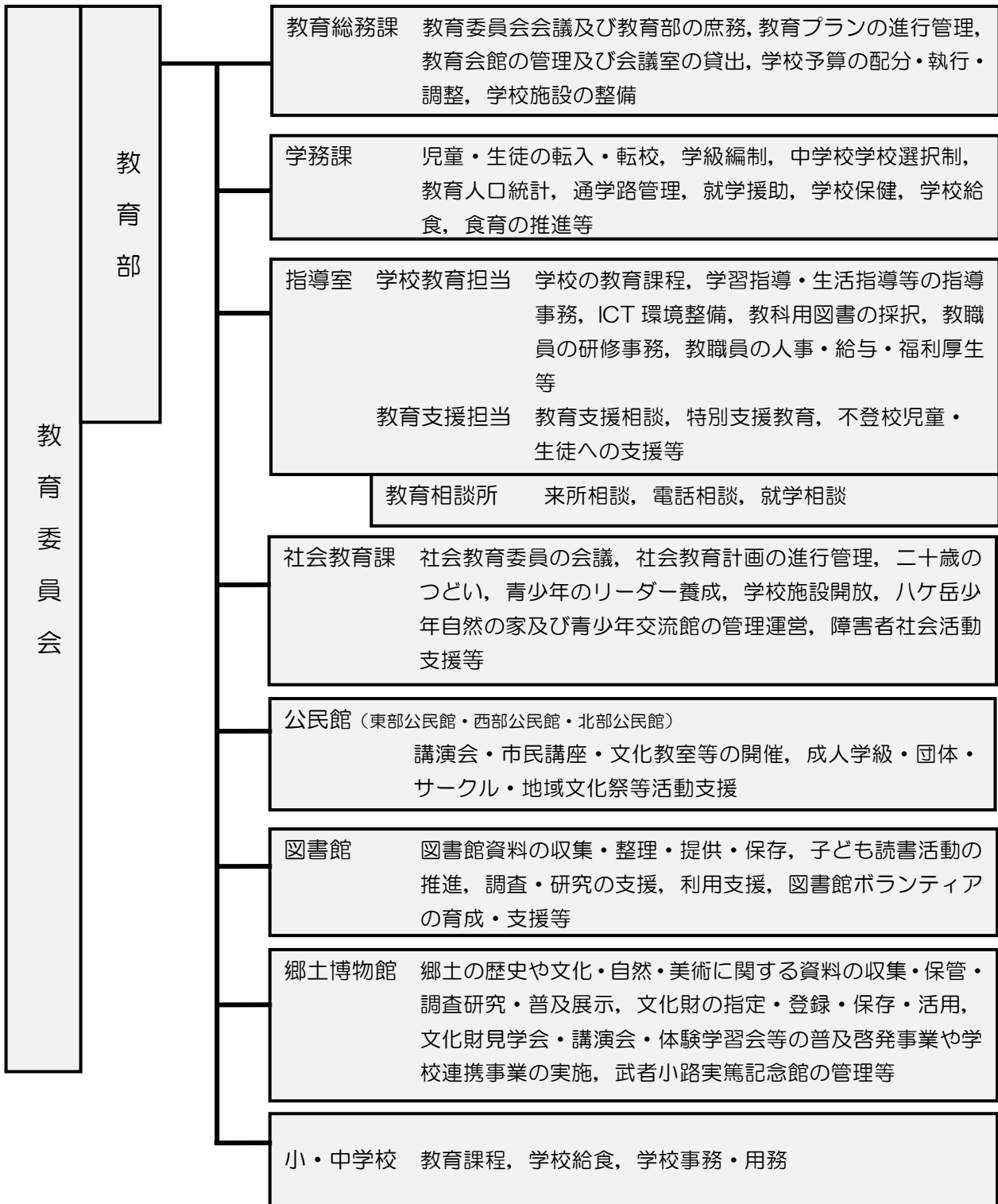
◆職員数

- ・正規職員 225人（うち管理職24人）

◆当初予算額（一般会計のうち教育部所管分）

- ・歳入 3億8694万2,000円
- ・歳出 72億988万5,000円（職員人件費を除く）

◆組織体系図



(4) 令和5年度一般会計当初予算（教育部所管分）課別予算の状況

◆課別 歳出予算の状況

(単位 千円)

課名	令和5年度予算額 (a)	前年度予算額 (b)	差引増減額 (a-b)	主な増減理由
教育総務課	3,496,744	3,111,337	385,407	中学校施設整備費における年度別計画の増
学務課	968,465	1,022,970	▲ 54,505	給食室改修工事実施校数の増に伴う調理業務等委託料の減
指導室	1,515,838	1,388,227	127,611	リース長期化による保守費用や固定式プロジェクト増配備による教務用ネットワーク運用支援委託料の増
社会教育課	151,166	402,456	▲ 251,290	ハケ岳少年自然の家の大規模改修工事（機械設備、電気設備）完了による減
東部公民館	22,304	103,035	▲ 80,731	外部エレベーター設置工事、外壁・屋上防水改修工事完了による減
西部公民館	36,466	20,863	15,603	給排水・衛生設備改修工事、空調室外機改修工事の増
北部公民館	29,717	25,190	4,527	
図書館	730,353	553,301	177,052	事業主体である東京都へ拠出する緑ヶ丘分館整備事業費の増
郷土博物館	120,722	142,893	▲ 22,171	文化財資料室の移転時期変更に伴う分室及び文化財資料室管理費の減
郷土博物館（実篤記念館分）	138,110	146,610	▲ 8,500	前年度実施の外壁及び屋上防水等改修工事における設備改修費の減
教育部 合計	7,209,885	6,916,882	293,003	

◆課別 歳入予算の状況

(単位 千円)

課名	令和5年度予算額 (a)	前年度予算額 (b)	差引増減額 (a-b)	主な増減理由
教育総務課	60,057	96,997	▲ 36,940	学校施設環境改善交付金における対象事業の縮減による減
学務課	5,388	4,157	1,231	
指導室	278,632	183,799	94,833	エデュケーション・アシスタントの新規配置に伴う補助金の増
社会教育課	183	182	1	
東部公民館	507	507	0	
西部公民館	374	374	0	
北部公民館	684	696	▲ 12	
図書館	1,225	3,584	▲ 2,359	
郷土博物館	39,892	39,346	546	
教育部 合計	386,942	329,642	57,300	

(5) 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成 21 年 1 月 30 日
教育委員会要綱第 2 号

第 1 目的

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

第 2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

第 3 点検及び評価の対象

点検及び評価の対象は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき調布市教育委員会が策定した教育振興基本計画に掲げる施策及び主要事業とする。

第 4 点検及び評価の実施

点検及び評価は、前年度における第 3 に掲げる事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年 1 回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 施策及び事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第 5 学識経験者等の知見の活用

教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検及び評価に関する有識者を置く。

第 6 委任

この要綱に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は，平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 22 日教委要綱第 16 号）

1 この要綱は，平成 22 年 12 月 22 日から施行する。

2 この要綱による改正後の調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第 3 の規定は，平成 22 年度以降に係るものについて適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日教委要綱第 7 号）

この要綱は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

刊 行 物 番 号
2024-84

調布市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価報告書
(令和5年度振返り)

発行日 令和6年8月
発行 調布市教育委員会
編集 調布市教育委員会教育総務課
〒182-0026 調布市小島町2-36-1
Tel 042-481-7465
印刷 庁内印刷